

## 平成26年旭市議会第1回定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成26年2月28日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
  - 第 2 議長報告事項
  - 第 3 会議録署名議員の指名
  - 第 4 会期の決定
  - 第 5 議案上程
  - 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
  - 第 7 議案の補足説明
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
  - 日程第 2 議長報告事項
  - 日程第 3 会議録署名議員の指名
  - 日程第 4 会期の決定
  - 日程第 5 議案上程
  - 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
  - 日程第 7 議案の補足説明
- 

#### 出席議員（22名）

- |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 林 晴 道   | 2 番  | 高 橋 秀 典 |
| 3 番  | 米 本 弥一郎 | 4 番  | 有 田 惠 子 |
| 5 番  | 宮 内 保   | 6 番  | 磯 本 繁   |
| 7 番  | 飯 嶋 正 利 | 8 番  | 宮 澤 芳 雄 |
| 9 番  | 太 田 將 範 | 10 番 | 伊 藤 保   |
| 11 番 | 島 田 和 雄 | 12 番 | 平 野 忠 作 |
| 13 番 | 伊 藤 房 代 | 14 番 | 林 七 巳   |

15番 向後悦世  
17番 滑川公英  
19番 佐久間茂樹  
21番 高橋利彦

16番 景山岩三郎  
18番 木内欽市  
20番 林俊介  
22番 林正一郎

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	笏田哲雄	病院事業者 管理推進課長	吉田象二
秘書広報課長	堀江通洋	行政改革 推進課長	林清明
総務課長	米本壽一	企画政策課長	伊藤浩
財政課長	加瀬正彦	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	馬淵一弘	環境課長	新行内弘
保険年金課長	加瀬喜久	健康管理課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て 支援課長	山口訓子
高齢者 福祉課長	石毛健一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	大久保孝治	建設課長	高野晃雄
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
会計管理者	宮應孝行	消防長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	菅谷敏之史
病院経理課長	土師学	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	菅谷充雅	生涯学習課長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛	監査委員 局長	田杭平三
農業委員会 事務局長	高木寛幸		

---

事務局職員出席者

事務局長 伊藤恒男      事務局次長 向後嘉弘

---

開会 午前10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

---

### ◎日程第1 開 会

○議長（高橋利彦） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成26年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第2 議長報告事項

○議長（高橋利彦） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

---

### ◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利彦） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

3番、米本弥一郎議員、4番、有田恵子議員、以上の2議員を指名いたします。

---

#### ◎日程第4 会期の決定

○議長（高橋利彦） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの21日間といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの21日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

---

○議長（高橋利彦） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第39号までの39議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

---

#### ◎日程第5 議案上程

○議長（高橋利彦） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第39号までの39議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成26年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 3号 平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 4号 平成26年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第 5号 平成26年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について

- 議案第 6 号 平成 26 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成 26 年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成 26 年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成 25 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 10 号 平成 25 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 25 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 平成 25 年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 13 号 平成 25 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 14 号 平成 25 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 15 号 旭市監査委員条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市放置自動車の処理に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 旭市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 訴えの提起について

議案第35号 指定管理者の指定について

議案第36号 市道路線の認定、廃止及び変更について

議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第38号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

---

### ◎日程第6 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（高橋利彦） 日程第6、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成26年旭市議会第1回定例会を招集し、平成26年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

初めに、東日本大震災にかかる被災者への生活再建支援及び復興事業等について申し上げます。

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」から、間もなく3年が経過しようとしております。

市では、この震災でお亡くなりになった方々に謹んで哀悼の意を表すため、震災が発生した3月11日に、昨年と同様に千葉県と共催で「東日本大震災三周年」の追悼式を挙げることにしております。

次に、国及び県の支援金について申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が、対象世帯の約99%に当たる805世帯に、加算支援金が、対象世帯の約79%に当たる641世帯に、合計13億5,575万円が支給されております。

県の液状化等被害住宅再建支援金については、306世帯に1億5,158万3,000円を支給したところであります。

また、昨年11月の定例会において議決をいただいた国の追加支援金であります津波被災住宅再建支援金については、165世帯に1億8,151万3,000円を支給しております。

次に、仮設住宅について申し上げます。

現在、応急仮設住宅の入居者数は、旭地区が14世帯25人、飯岡地区が56世帯128人、賃貸住宅が6世帯13人で、合計76世帯166人の方が入居しております。本年5月が貸与期限となりますので、入居者の方々が速やかに住宅再建等できるよう、県をはじめ関係機関と連携を図りながら支援してまいります。

次に、災害公営住宅整備事業について申し上げます。

災害公営住宅の建設については、本年度末の完成を目指して、現在、取り組んでおります。

3月2日には、入居内定者に対する説明会を飯岡保健センターにおいて開催し、4月上旬に入居者への部屋の鍵の引渡しなどを行い、4月中旬からの入居開始を予定しているところであります。

また、復興交付金による財源措置を受け、災害公営住宅の家賃を一定期間入居者が無理なく負担できる水準まで低廉化するための事業を実施いたします。

次に、液状化対策について申し上げます。

液状化対策については、現在、旭市液状化対策検討委員会において市街地液状化対策事業計画(案)を取りまとめているところであります。

今後、住民説明会において調査結果の報告及び対策工法並びに費用負担に関する説明を行い、住民の皆様の同意を得ながら液状化対策事業の実施について検討してまいります。

次に、被災地浄化槽復旧支援事業について申し上げます。

被災した世帯で住宅の建て替えに伴い、汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する世帯への支援を行うため、新たに被災地浄化槽復旧支援事業を創設し、被災者の復興を支援してまいります。

次に、復興事業について申し上げます。

復興事業については、平成26年度も引き続き市政の最優先課題として、着実に取り組んでまいります。

特に、重点プロジェクトに掲げた「複合的な津波対策の推進」については、千葉県が施工する津波防護施設をはじめ、飯岡中学校の移転や津波避難道路等のハード事業を推進すると

ともに、津波の恐ろしさを忘れないよう津波避難訓練や防災教育等のソフト対策も継続して実施してまいります。

なお、懸案となっている河川、排水路等の海への開口部の津波対策や減災林の整備は、千葉県において取り組む方向で国と調整している状況であります。

次に、人口減少対策について申し上げます。

地方における全国的な問題である人口減少であります。本市では、平成24年度からその対策を重点施策と位置付けております。合併時からの人口減は約3,000人を数え、どうしても歯止めをかけたいという強い思いで、現在、様々な施策を展開しているところであります。

温暖な気候、平坦な大地、南には黒潮の流れる太平洋、北には丘陵地帯が広がり、住環境は最高の条件がそろっております。そして、暮らしの安全・安心を支える拠点として日本有数の規模と設備を誇る旭中央病院を有し、農畜産物、水産物など食なら何でもそろそろ大生産地である本市は、住みやすさでは全国トップレベルだと自負しているところであります。そこで、この住環境の良さに加え各種支援策を講じて、是が非でも、人口増につなげていきたいと考えております。

具体的には、平成26年度から新たに、第3子以降の保育所・幼稚園の保育料無料化を実現するとともに、不妊に悩む夫婦の不妊治療の治療費助成に向け、本定例会に関連予算を上程したところであります。既に実施しております中学3年生までの医療費の無料化、2歳未満児を対象とした紙おむつ購入券の給付、出産祝金の支給等を継続して行ってまいります。そのほか、定住促進奨励金の交付、高齢者を対象とした予防接種費用の助成も継続したいと考えております。

次に、平成26年度において重点的に取り組む施策の概要を、基本構想に掲げた6つの基本方針に沿って申し上げます。

第一は「安全で魅力のあるまちづくり」であります。

初めに、防災について申し上げます。

昨年3月に作成した津波避難計画に基づき、津波高10メートルの最悪のケースによる津波浸水想定区域を対象とした、市内20か所の避難場所への広範囲な津波避難訓練を3月9日に実施いたします。

次に、海岸基盤整備工事について申し上げます。

昨年より千葉県海匠土木事務所において、下永井から平松にかけて津波防護のための海岸基盤整備工事に着手しておりますが、一部区間では新しい護岸の形が見えてまいりました。



残る区間についても、早期に着手していただけるよう引き続き要望してまいります。

次に、海岸保安林について申し上げます。

三川浜地先の市有保安林について、延長700メートルの減災盛土の施工を予定しております。また、平成24年度に減災盛土工事を行いました中谷里浜地先へ、松の苗木を植栽したところではありますが、この西側に続く井戸野浜地先での減災盛土についても、後背地へ植栽を行う予定であります。今後も保安林の整備については、県と連携を密にして進めてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業については、国道126号から東総広域農道までの区間の道路用地を取得させていただくため、地権者の皆様にご協力をお願いしているところであります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、今後も引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いし、早期完成に努めてまいります。

また、津波避難道路については、復興交付金の第7回申請で配分を受けましたので、先日地元関係者の説明会を実施し、また事業着手に向けて、(仮称)横根三川線の測量設計業務を実施しているところであります。

次に、都市計画について申し上げます。

現在、都市計画区域変更の決定権者である千葉県との協議を進めており、今後、地域別の課題や特性を検討していく中で、住民説明会を経て合意形成を図り、議会や関係機関からのご意見をいただいて都市計画の見直しを進めてまいります。

次に、街路事業について申し上げます。

平成9年度より千葉県が事業主体となり整備を行ってまいりました旭駅前線整備事業は、本年3月をもって駅前広場の整備が完了することになり、また駅前線の街路整備についても、関係者からの長年にわたるご理解とご協力をいただく中で、本年9月での事業完了を予定しております。

第二は「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

初めに、生活環境について申し上げます。

きれいなまちづくりの推進を図るため、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様やボランティア団体のご協力をいただきながら、ゴミゼロ運動や各種事業に取り組み、今後も環境にやさしいまちづくりを進めてまいります。

また、地球の温暖化の防止並びにエネルギーの安定確保などエネルギー利用の効率化・最適化を実現するため、「エコ住宅」の普及拡大や太陽光発電システム設置等を含めた、住宅用省エネルギー設備を設置する方に対し、支援してまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市内に広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場を整備することについて、計画を進めております。

1月31日に開催された、議会全員協議会において、広域ごみ処理施設建設計画スケジュールの修正について報告いたしました。

組合において、平成33年度の計画施設稼働に向け、環境影響評価、用地測量及び地質調査業務等の各種委託業務を平成26年度から実施する予定となっております。

今後も、広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、銚子市、匝瑳市及び組合と連携を図り、ごみ処理の広域化推進に支障がないよう努めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するため、既存施設の計画的な維持・更新を行い、施設の効率化・経営の安定化を図ってまいります。

平成26年度は、海上配水場の配水池増設のための詳細設計業務を行ってまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成25年度末において191.8ヘクタールの区域で使用が可能となり、これにより事業認可区域202ヘクタールのうち、約95%が整備されることとなります。

平成26年度は、二地先の太田神社周辺で6.4ヘクタールの面整備工事を実施することとしております。

加入世帯については、1,516世帯で、日量約1,750立方メートルの汚水を適正に処理しております。

次に、排水路の整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、早期完成を目指して事業の進捗を図っているところであります。

第三は「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

初めに、保健事業について申し上げます。

旭市民の生活習慣から起因する「がん」「心疾患」「脳血管疾患」の三大疾病による死因の割合は、国県の平均値を上回っており、運動・食事・喫煙等の生活習慣の改善が強く求め

られていることから、市主催の健康教室・健康イベントへの参加や健康診査・がん検診の受診等、日頃の健康づくりへの取り組みをポイント化し、市民の健康づくりへの積極的な参加を促す「あさひ健康応援ポイント」事業の新規導入を図り、市民の健康づくりを推進してまいります。

次に、特定不妊治療について申し上げます。

不妊に悩む夫婦の数は年々増えていることから、医療保険の対象外で高額な治療費を要する「特定不妊治療」にかかる費用の一部を助成し、治療に伴う経済的負担の軽減により出生数の増加を図ってまいります。

次に、未熟児養育医療について申し上げます。

出生時の体重が2,000グラム以下などで、医師が未熟児養育を必要と認めた赤ちゃんが、正常な諸機能を得るまでに必要な入院医療にかかる費用を助成する「養育医療給付」を行い、乳児の生命保護と健康の保持増進を図ってまいります。

次に、感染症対策について申し上げます。

感染のおそれがある疾病の予防とまん延防止のため、麻しん・風しん、子宮頸がん等の予防接種法で義務付けられる定期予防接種をはじめ、高齢者の肺炎感染を防ぐ「肺炎球菌ワクチン」、妊婦等への風しん感染を予防し、生まれてくる赤ちゃんを守る「成人用風しんワクチン」の任意予防接種にかかる費用を助成し、市民の健康保持増進を図ってまいります。

次に、旭中央病院検討委員会の報告について申し上げます。

昨年5月に提出された報告書では、旭中央病院の経営形態を平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきとのことでありました。このことは、病院経営に関して非常に重要な部分でありますので、対応については慎重に判断したいと考え、これまでに議員の皆様をはじめ、市民の皆様や病院職員へ説明するとともに、意見を伺ってまいりました。

あげられた意見は、将来にわたっての健全経営を望むものでしたので、中央病院の経営形態については、今後の厳しい医療情勢への対応を考慮するとともに、国が主導して各病院の役割分担を決める新たな制度の動向を見ながら、慎重に判断してまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

本年4月から消費税率の引き上げに伴い、低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的措置として、臨時福祉給付金の給付が、国において決定されたところであります。

この臨時福祉給付金の対象者は、市民税の均等割非課税者であり、給付額は1人につき基本額1万円で、さらに高齢基礎年金及び児童扶養手当の受給者等については、5,000円が加

算されます。

なお、対象者への給付の時期としましては、平成26年度市民税の課税状況により判断することから、本年8月以降を予定しており、今後準備を進めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

子育て世帯臨時特例給付金の給付については、臨時福祉給付金と同様に、本年4月からの消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図る観点から、支給されることとなりました。

この給付金の対象者は、児童手当の受給者であり、平成25年の所得が児童手当の給付制限に満たない者から臨時福祉給付金の給付対象者等を除いた者であって、給付額は対象児童1人につき1万円であります。

保育料等の無料化については、平成26年度から、市内の保育所及び私立幼稚園の児童を対象として、18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の第3子以降の保育料等について実施することといたしました。これにより、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図るものであります。

飯岡地域の統合保育所については、現在、本年4月の開所に向け工事を進めているところであります。この統合保育所の名称を「旭市立いいおか保育所」として、関連する議案を本定例会に提案するものであります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

高齢化の進展に伴い、介護認定者が増加している中、第5期介護保険事業計画は、平成26年度をもって終了いたしますが、計画どおり順調に推移しております。

今後、第6期介護保険事業計画が平成27年度から始まることを踏まえて、介護保険制度は介護サービスの提供体制と費用負担の両面における大規模な制度改革が行われる見通しとなっております。

本市の事業計画策定については、これまでの介護サービスの利用実績、先頃実施いたしましたアンケート調査から高齢者の意向を把握するとともに、策定委員会等のご意見や制度改革を踏まえながら策定してまいります。

第四は「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

初めに、学校教育について申し上げます。

学校図書館司書については、平成26年度より1名増員し、4名の専任の学校図書館司書体制とし、市内小学校に3名、中学校に1名配置し、各校を巡回いたします。児童生徒への読

み聞かせや読書指導等の活動、良い本の紹介などの広報活動、学校図書館の整備・運営の支援などに携わります。学校図書館司書の活用により、学校図書館のさらなる充実を図り、読書の好きな児童生徒の育成をより推進してまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

飯岡中学校改築事業については、先般の臨時会において用地取得の同意をいただき、大利根土地改良区との間で土地売買契約を締結いたしました。現在は、農地転用や開発許可申請等の手続きを進めており、一日も早い着工に向けて事業推進を図ってまいります。

学校施設は、子どもたちの活動の場であるとともに、非常災害時における避難場所としての機能・役割も担っていることから、安心・安全な教育環境の実現を図るため、市内小中学校屋内運動場の非構造部材の耐震化対策として、豊畑小学校及び萬歳小学校屋内運動場の防災機能強化工事を実施いたします。

また、老朽化した学校施設の環境改善として、平成25年度から繰り越しとさせていただいた嚶鳴小学校大規模改造工事と第一中学校の大規模改造工事について実施設計を行います。

次に、社会教育について申し上げます。

青少年を地域で守り育てることへの市民の関心度を高めるために、青少年意見発表大会、公民館活動における学習の成果を展示・発表する生涯学習フェスティバルを開催するとともに、学校・地域・家庭を連携させての地域子ども教室、そして旭寿大学の開設など、幼児から高齢者まで、幅広い年齢層に合わせて各種事業を展開してまいります。

文化振興事業については、多くの市民の皆様楽しんでいただけるよう、市民の音楽愛好者の相互交流と演奏発表の場となる「市民音楽祭」や、市内の各地域に伝わる郷土芸能の発表を行う「あさひのまつり」などの市民参加型事業を実施するとともに、質の高い文化に触れていただけるよう、寄席・コンサート等のプロによる公演の開催など、幅広いジャンルで事業を実施してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

市民の一体感の醸成と絆づくりを目指す「第5回旭市民体育祭」「第10回旭市民駅伝大会」「第26回旭市飯岡しおさいマラソン大会」については、旭市復興のシンボル事業として継続開催してまいります。また、「千葉県東部五市体育大会」「世界ジュニア卓球選手権大会男子日本代表選考会」「千葉県高等学校駅伝大会」等、旭市復興の活力となるスポーツ交流事業へ引き続き支援してまいります。

第五は「活力と躍動感に満ちたまちづくり」であります。

初めに、農業の振興について申し上げます。

農業を取り巻く現状は厳しく、国においては「攻めの農林水産業」の推進について、昨年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定しております。本年は、このプランに基づく施策展開による農政の改革・推進を図るとのことから、国から発信される情報を取捨選択し、農業の振興に活かして農業経営を持続的に発展させ、次世代に継承できるように全力を尽くしてまいります。

環太平洋パートナーシップ協定については、国が約束した重要5品目の聖域を確保することなどについて、昨年12月2日に近隣市町とともに甘利内閣府特命担当大臣、林農林水産大臣、自由民主党の西川T P P対策委員会委員長、千葉県選出国會議員へ書面をもって要望いたしました。参加国間の調整については、国が国内産農産物を守るため交渉手腕を駆使しているところではありますが、今後も、本市の農業を発展させるため国の動向を注視して敏感に対応していきたいと考えております。

水田農業については、米政策の見直しにより、平成30年産米から行政による生産数量目標の配分がなくなり、国が策定する需給見通し等を踏まえて、農業者自らの経営判断で生産することになります。米の需給調整については、市内畜産農家で、今以上の飼料用米の利用が期待できますので、専用品種による増収や畜産堆肥を利用する耕畜連携の取り組み等により経費削減を目指し、国の制度活用と併せて経営の安定を図ってまいります。

園芸については、さらなる省力化と高品質な農産物の生産により、一大産地である施設園芸を強化発展させるため、生産施設、省力機械等を、県の支援事業等を活用して整備するほか、より高度な栽培技術などについて千葉県農業事務所と連絡を密にして、営農指導していただき、高品質な農産物を安定して生産できる体制を整えていくとともに、本市の誇る新鮮・安全・安心な農産物を、機会を捉えてP Rしてまいります。

農業基盤整備事業については、農業の生産性向上、担い手への農地集積・集約化を目指して、平成13年に着工しました経営体育成基盤整備事業富浦地区が地元と関係機関の鋭意努力により整備完了となり、昨年10月31日竣工式典が行われました。今後も市内4地区で実施されている事業につきまして、県、地元工区とともに事業が円滑に進捗するよう支援してまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

県内では銚子漁港に次いで第2位の水揚げを誇る飯岡漁港の新鮮な魚介類を知っていただくために、年2回開催する水産朝市の支援や、食育事業での料理教室などに本市の農産物と

ともに海匠漁協の協力をいただき新鮮な魚介類を使用してPRに努めております。今後も、水産物の知名度向上と消費の拡大を目指した支援を続けてまいります。

次に、消費者行政について申し上げます。

市民の消費者被害の予防、救済のため、地方消費者行政活性化基金を活用し、消費生活センターの体制整備等を行ってまいりました。2月4日には、消費者庁阿南長官にも旭市にお越しいただき、消費生活センター等の視察をしていただきました。市民に信頼される消費生活センターとなるため、将来にわたりより一層この体制を強化、継続して事業の実施に取り組んでまいります。

具体的には、近年、問題となっている高齢者などの社会的弱者を狙った悪質商法による被害や多重債務者の救済のために消費生活相談員を複数配置し、相談体制の強化を図ってまいります。

また、各種啓発講座の開催や広報等の活用により消費者問題に関する情報提供を行い、消費者被害の防止に努めてまいります。

次に、工業振興について申し上げます。

昨年より、一部の地元スーパーの倒産や製造業の撤退が見られており、市としてもこの対応として職業相談所と連携した職業相談会の実施や旭市雇用対策協議会加入企業への雇用の呼びかけ等を行いました。今後も引き続き、地域経済の活性化と雇用の充実を図るため、既存企業の規模拡大等の支援に努めるとともに、優良企業の誘致を進めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

「袋公園桜まつり」「いいおかYOU・遊フェスティバル」「七夕市民まつり」を旭市の三大まつりと考えており、市内外の皆様に楽しんでいただけるよう計画をしていきたいと考えております。

「七夕市民まつり」については、今年で60周年を迎え、より一層市民の一体感が図られるような記念事業を計画してまいります。

次に、いいおか荘について申し上げます。

屋上を地域住民・海水浴客等の緊急避難場所、1階の一部は震災を後世に伝える等を目的に防災関連資料等の展示施設や、教育施設として改修工事を行うところであります。

貸付をいたしました宿泊施設等についても、再開に向け改修工事を始めたところであります。

また、いいおか荘に隣接する市営プールについては、市民の憩いの場の確保と観光客の誘

致等を図るため、今年の夏には再開したいと考えております。

次に、道の駅施設整備事業について申し上げます。

道の駅施設整備については、平成27年中のオープンを目指し準備を進めており、建設用地については、関係地権者のご理解とご協力により昨年12月に旭中央病院アクセス道東西線沿いの南側に1万6,279平方メートルの用地を取得することができました。

平成26年度は、施設の建設工事に着手するとともに、開業後の運営を行う第3セクター設立に向けた準備を行い、生産者・出店者の募集並びに組織づくりなどを進めてまいります。

第六は「共につくる夢のあるまちづくり」であります。

初めに、旭市イメージアップキャラクターについて申し上げます。

旭市イメージアップキャラクター「あさピー」については、昨年4月のデビュー以降、市内外で開催された30を超えるイベントに参加いたしました。

また、「あさピー」のデザインについては、民間事業者9者がお菓子や酒などの商品パッケージに使用しております。

平成26年度も引き続き市内外のイベントに参加するとともに、デザインの使用を推進し、本市をPRしてまいります。

次に、フェイスブックによる情報発信について申し上げます。

近年、携帯端末から情報を迅速に発信できるフェイスブックの普及が進んでおります。

これは、単に情報を伝えるだけではなく、利用者同士が情報を共有できることにより、これまで以上に多くの方へ情報が伝わるメリットがあります。

本市においても、本年3月からフェイスブックの試験運用を開始し、イベント情報や緊急情報等をすばやくお知らせできるよう努めてまいります。

次に、行政改革について申し上げます。

行政改革については、第2次アクションプランに基づき、着実に進めているところでありますが、平成26年度は、現在の計画期間の最終年度となるため、次期計画となる第3次アクションプランの策定に取り組んでまいります。第3次アクションプランでは、合併に伴う財政支援の終了も見据えた中で、将来にわたって持続可能な行政運営が図れるよう、具体的な取り組み事項を掲げるとともに、可能な限り数値目標を設定してまいります。

事務事業評価については、平成22年度からの4年間における評価を通じて、事務事業の改善と職員の意識改革に取り組んでまいりました。平成26年度は、これまでの取り組みを踏まえながら、事務事業単体の評価に加えて、同じ目的の事務事業をまとめて評価する手法の導



入を検討してまいります。

公共施設の見直しについては、平成23年に策定した「公共施設の活用方針」に基づき進めてきたところですが、施設や機能の統廃合に関する市民の理解をさらに深めてもらうため、現在、施設の現状や維持管理費用、そしてまた将来の更新費用の見通しなどを盛り込んだ「公共施設白書」の作成を進めております。完成後は、議会をはじめ市民の皆様にもお示しし、様々な議論を起こすことで、旭市における公共施設全体のあり方についても、改めて検討したいと考えております。

徴収対策については、債権所管課相互の連携を図りながら債権回収に取り組んだことで、着実に成果を上げております。平成26年度も、市民負担の公平性を確保するため、滞納処分や納付相談など、あらゆる手段を活用しながら、全庁を挙げて徴収率の向上と滞納額の縮減に努めてまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

新庁舎建設については、現庁舎が耐震基準を満たしていないこと、さらには庁舎の防災拠点機能としての重要性を踏まえ、平成29年度の完成を目指すこととし、議会や市民の皆様からも意見をいただき、本年度中に基本構想を策定いたします。

平成26年度においては、建設場所の決定、基本計画・基本設計の策定を進めてまいります。

次に、平成26年度の予算編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、歳入の面においては、地方譲与税、自動車取得税交付金は減となるものの、景気の回復により市税が、消費税の増により地方消費税交付金が、復興交付金事業の増により地方交付税が、補助金の増により国庫支出金がそれぞれ増となり、歳入全体として増となる見込みであります。

歳出の面においては、復興関連事業、人口減少対策事業など喫緊の課題や社会保障費をはじめとする義務的経費の増大など多くの支出増の要因が生じております。

このような状況を踏まえ、平成26年度の予算編成に当たっては、有利な財源を活用しながら、効率的な財政運営を目指し、災害に強い安全で安心なまちづくり、子育て支援策等の拡充を優先課題とし、「医療・福祉の郷」「食の郷」「交流の郷」の三郷構想により、本市の一体性の確立と均衡ある発展を目指すことを基本として、一般会計の予算額を289億3,000万円としたものであります。

特別会計は、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の5事業で、152億8,940万円、企業会計は、水道事業、病院事業の2事業で、433

億3,862万4,000円となり、当初予算の規模を875億5,802万4,000円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成26年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ289億3,000万円であります。

歳入の主なものは、1款市税に70億5,785万9,000円、9款地方交付税に93億円、13款国庫支出金に32億1,056万4,000円、14款県支出金に15億2,790万5,000円、20款市債に30億1,080万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に35億4,624万5,000円、3款民生費に85億8,885万7,000円、8款土木費に31億5,927万円、10款教育費に42億1,380万1,000円、12款公債費に30億1,093万3,000円を計上したところであります。

議案第2号は、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、事業勘定で92億9,200万円、施設勘定で8,500万円とするものであります。

議案第3号は、平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模は、歳入歳出それぞれ5億900万円とするものであります。

議案第4号は、平成26年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ46億2,500万円とするものであります。

議案第5号は、平成26年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ7億2,300万円とするものであります。

議案第6号は、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5,540万円とするものであります。

議案第7号は、平成26年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万9,229件、年間給水量を580万9,262立方メートルと見込み、事業収益を15億5,256万3,000円と予定いたしました。

議案第8号は、平成26年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、診療報酬の改定を踏まえ、病院本体の入院患者数は27万1,900人、外来患者数は72万9,500人を見込み、事業収益を372億7,479万4,000円と予定いたしました。

議案第9号は、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17億7,040万円を追加し、予算の総額を317億7,510万円とするものであります。

議案第10号は、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてであり

まして、事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1億1,600万円増額し、予算の総額を95億1,400万円とするものであります。

議案第11号は、平成25年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ6,800万円を追加し、予算の総額を45億7,500万円とするものであります。

議案第12号は、平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、建設事業が年度内に完成が見込めないことから、繰越明許費の設定を行うものであります。

議案第13号は、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出をそれぞれ252万円増額し、予算の総額を5,952万円とするものであります。

議案第14号は、平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支において、事業費用に4億9,000万円を増額するものであります。

議案第15号は、旭市監査員条例の制定についてでありまして、監査機能の充実を図る観点から、監査委員の定数を3人とするため、条例を制定するものであります。

議案第16号は、旭市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてでありまして、市民の歯と口腔の健康づくりについての施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例を制定するものであります。

議案第17号は、旭市放置自動車の処理に関する条例の制定についてでありまして、公共施設等に放置された自動車から生じる障害を円滑に処理するため、条例を制定するものであります。

議案第18号は、旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてでありまして、消防組織法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第19号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく改正及び再任用職員に係る所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、督促手数料の廃止と身体障害者等の軽自動車税の減免手続きに係る負担を軽減するため、所要の改正を行うものであります。

議案第21号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国民健康保険税の税率等について、所要の改正を行うものであります。

議案第22号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

でありまして、類似する施設の使用料の均衡を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市税に合わせ督促手数料を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市立飯岡中央保育所と旭市立三川保育所を廃止し、旭市立いいおか保育所を設置するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、太田宿児童遊園を廃止するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、関係法令の名称が改正されたことにより、所要の改正を行うものであります。

議案第27号は、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市暴力団排除条例の趣旨を受け、土砂等の搬入による埋め立て事業においても、暴力団排除を推進するため、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、現在建設中の災害公営住宅33戸を市営住宅として追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第29号は、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消費税率の引き上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第30号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消防法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第31号は、旭市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、社会教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第32号は、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消費税率の引き上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第33号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消費税率の引き上げ等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第34号は、訴えの提起についてでありまして、旭市のNPO法人旭市手をつなぐ育成

会が運営していた指定就労継続支援B型事業所あじさい工房において、過去に水増し請求により不正受給をしていた自立支援給付訓練等給付費に関して、被告となるべきものが全額返還に応じないため、訴えを提起するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号は、指定管理者の指定についてでありまして、旭市海上キャンプ場の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号は、市道路線の認定、廃止及び変更についてでありまして、道の駅及び飯岡中学校の建設等に伴い、10路線を認定、1路線を廃止、3路線を変更するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号から議案第39号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、平成26年6月30日をもって任期満了となる委員及び欠員の委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、齋木龍恵氏及び鏑木俊一氏並びに嶋田春子氏が適任であると考え、提案するものであります。

以上、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに、今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは、事務担当者から説明し、またご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利彦） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程第7 議案の補足説明

○議長（高橋利彦） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

○財政課長(加瀬正彦) 議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、別冊でお配りしております平成26年度当初予算の概要、この資料でございますが、先日開催いたしました全員協議会におきまして説明に用いましたものを、特別会計や企業会計まで含めて、改めて一つにまとめたものでございます。内容につきましては、既にご説明申し上げたとおりでございますので、省略させていただきます。

それでは、予算書のほうをご用意ください。

予算の内容につきまして、前年度と比較しながら主なものをご説明申し上げます。

1ページになります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を289億3,000万円と定めるもので、対前年度20億5,000万円、7.6%の増となりました。

第2条、債務負担行為と第3条の地方債につきましては、後ほど別の表でご説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは、歳入歳出予算であります。これらの内容につきましては、13ページ以降の事項別明細書の中でご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為です。表の1番目から8番目まで、これは例年設定している農業・漁業・中小企業及び東日本大震災に係ります利子補給と損失補償について設定するものでございます。

下から2番目、道の駅施設整備事業、次の飯岡中学校改築事業につきまして、それぞれ記載のとおり、期間と限度額を設定させていただきます。

10ページをお願いいたします。

第3表の地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額30億1,080万円を計上しております。

次の11ページと12ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略いた

しまして、13ページの歳入から順を追ってご説明申し上げます。13ページをお願いいたします。

1 款市税のうち、1 項 1 目個人市民税は、均等割の標準税率の増等により、対前年度 2.1%の増で、28億3,185万3,000円を見込みました。

2 目法人市民税については、対前年度比11.5%の増で、4 億5,105万円を見込みました。

2 項 1 目固定資産税は、土地・家屋・償却資産、いずれも増収見込みで、対前年度比 4.4%の増で、28億963万1,000円を見込みました。

14ページになります。

3 項 1 目軽自動車税は、対前年度比3.2%の減で、1 億4,703万円を見込みました。

4 項 1 目市たばこ税は、対前年度比12%の増で、5 億6,615万8,000円を見込みました。

15ページ、中ほどになります。

7 項 1 目都市計画税は、固定資産税の土地・家屋の見込みに準じて、対前年度比2.5%の増で、2 億4,053万6,000円を見込みました。

2 款地方譲与税から、18ページの 9 款地方交付税までにつきましては、地方財政計画や県の推計などを考慮して見込んだものでございます。

それでは、個別に説明申し上げます。

1 項 1 目地方揮発油譲与税は、対前年度比8.8%の減で、9,300万円を見込んでおります。

16ページをお願いいたします。

2 項 1 目自動車重量譲与税は、対前年度比7.4%の減で、2 億2,600万円を見込みました。

3 款の利子割交付金は、対前年度比14.3%の減、それから 4 款配当割交付金については、対前年度比162.5%の増。

17ページになります。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、前年度と同額を見込んでおります。

6 款地方消費税交付金は、消費税の増額により増となりますが、納付期限のタイムラグ等がありまして、対前年度比17.1%の増で、7 億6,100万円を見込みました。

7 款自動車取得税交付金は、自動車取得税の税率引き下げにより対前年度比62.5%の減、

8 款地方特例交付金は、対前年度比4.2%の増をそれぞれ見込んでおります。

18ページをお願いいたします。一番上になります。

9 款地方交付税につきましては、普通交付税は借入金償還額の増などから、2 億円の増と、特別交付税は、震災関連分を 2 億円の増と見込んだことから、交付税全体では、対前年度比

4.5%の増で、93億円を見込んでおります。

10款交通安全対策特別交付金は、対前年度比8.3%の増と見込みました。

11款分担金及び負担金は、合計が19ページが一番上になります。保育料無料化等によりまして、対前年度比8.2%の減で、6億4,462万5,000円を見込んでおります。

その下になります、12款1項使用料は、合計が20ページの中ほどになります。対前年度比6.8%の増で、1億3,387万7,000円を見込んでおります。

2項の手数料です。合計が21ページの中ほどになりますが、前年度とほぼ同額の2億7,213万3,000円で見込んでおります。

その下の13款国庫支出金ですが、1項1目民生費国庫負担金につきましては、8.6%の増で、個別に見ますと、1節の社会福祉費国庫負担金、一番右側の説明欄になります2番の障害者自立支援給付費等負担金が、対前年度比11.6%の増、次、22ページの3節の生活保護費国庫負担金は、対前年度比1億154万7,000円の増となっています。

2項1目総務費国庫補助金は、説明欄1番、東日本大震災復興交付金が対前年度1億2,922万円の増となりましたが、25年度に計上になった市町村合併推進体制整備補助金1億1,160万円の減によりまして、対前年度比6%の増におさまっております。

2目民生費国庫補助金は、対前年度比557%の増となっていますが、これは、消費税増税に伴います低所得者対策としての臨時福祉給付金の事業補助金等を新たに計上したためでございます。

23ページになります。

3目衛生費国庫補助金は、71.1%の減となっております。減の主な理由は、災害廃棄物処理が終了したため、災害廃棄物処理事業費補助金がなくなったことによるものでございます。

4目土木費国庫補助金は、対前年度比5%の減、5目教育費国庫補助金は、対前年度比54.5%の大幅な減。減の主な理由でございますが、2節小学校費国庫補助金の中で、学校施設環境改善交付金に係ります事業が減となったことによるものでございます。

3項委託金は、前年度とほぼ同額の計上となっております。

25ページです。

14款県支出金ですが、1項1目民生費県負担金は17.7%の増で、増の主な理由は、1節社会福祉費県負担金の説明欄の3番、保険基盤安定負担金が国民健康保険税軽減割合の改正により増となったことによるものです。

2目衛生費県負担金から4目県移譲事務交付金までは、大きな増減はございません。



26ページをお願いいたします。

1目民生費県補助金は、9.2%の増で、3節児童福祉費県補助金の説明欄の5番、子育て安心応援事業費補助金等の増によるものです。

2目衛生費県補助金は、47.4%の減で、主な理由は、妊婦健康診査支援基金事業費補助金の廃止によるものです。

27ページです。

3目農林水産業費県補助金は、前年度とほぼ同額の計上となっております。

28ページになります。

4目商工費県補助金は、説明欄1番、千葉県消費者行政活性化基金事業費補助金の増により、28.6%の増となっております。

5目土木費県補助金は、18.2%の減で、説明欄3番、被災者住宅再建支援事業費補助金の減によるものです。

6目消防費県補助金、7目教育費県補助金は、前年度とほぼ同額の計上となっております。

29ページになります。

総務費県補助金、それから労働費県補助金は、項目、これを廃止するものでございます。

3項1目総務費委託金は、選挙費委託金などの増減により、12.7%の減となっております。

2目民生費委託金は、県外避難者災害救助費委託金の減により、47.2%の減となっております。

少し飛びまして、33ページになります。

17款繰入金2項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金は、対前年度1億9,000万円増の、2億6,000万円を計上いたしました。

2目災害復興基金繰入金は、対前年度2億8,936万2,000円増の、3億8,716万5,000円を計上しております。

3目東日本大震災復興交付金基金繰入金は、対前年度5億6,435万5,000円増の、11億1,465万1,000円を計上いたしました。

4目地域振興基金繰入金は、ほぼ前年度並みでございます。

5目学校建設基金繰入金は、新規で、4,147万3,000円を計上させていただいております。

34ページをお願いいたします。

18款繰越金は、前年度と同額の4億円でございます。

19款諸収入ですが、35ページをお願いいたします。

一番下の5項4目雑入になります。12.3%の増ということでございます。

次に、市債でございます。

37ページになります。

20款市債は、全体で5,950万円の減でございます。

1目総務債は、道の駅施設整備事業債を計上しています。

2目農林水産業債は、農業基盤整備事業債の減により3,270万円の減。

3目土木債は、ほぼ前年度並み。

4目消防債は、新規に、消防施設整備事業債、これは常備消防自動車と消防救急無線の関係ですけれども、これを計上したことから、増となっております。

5目教育債は、飯岡中学校改築事業債の増等により、2億6,090万円の増となっております。

6目臨時財政対策債は、8.5%の減で計上しております。

以上で、歳入の説明は終了いたします。

続きまして、歳出でございます。これも、前年度と比較しながら主な事業をご説明申し上げます。

それでは、40ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は、前年度とほぼ同額の計上となっております。

次に、2款総務費でございますが、これは44ページになります。

1目一般管理費は、4.2%の増を見込んでおります。主な要因でございますが、51ページになります。

説明欄の9番、新庁舎建設事業5,194万2,000円を新規計上したことによるものでございます。

56ページをお願いいたします。

4目財政管理費は、増でございます。この主な理由でございますが、57ページの説明欄3番、東日本大震災復興交付金基金積立金の増等によるものでございます。

59ページをお願いいたします。

7目企画費は増で、増の主な要因は、62ページになります。62ページの説明欄の5番、道の駅施設整備事業の事業費増が要因でございます。

次に、64ページをお願いいたします。

8目電子計算費でございますが、これも増で、主な理由は、説明欄2番の電算システム運

用事業で、ここの中に、マイナンバー法によります住民情報系システムの改修の費用が含まれております。

66ページをお願いいたします。

9目交通安全対策費及び10目の地域振興費は、ほぼ前年度並みで計上させていただきました。

70ページになります。

11目の諸費でございます。主な理由ですが、71ページ説明欄3番の防犯対策事務費に、それから、これは72ページ14節のところで、LED防犯灯のリース料をここに計上させていただいております。その増がございまして、ここは増になっております。

73ページになります。

2項1目税務総務費は減で前年度とほぼ同額です。

次に、74ページをお願いいたします。

2目の賦課徴収費です。これは減となります。主な理由は、説明欄1番の調査賦課事務費で、不動産鑑定委託料の減によるものでございます。

次に、少し飛びまして79ページをお願いいたします。

4項3目千葉県議会議員選挙費がございまして、平成26年度の執行分をここに計上させていただいております。

また、少し飛びまして、次に、86ページをお願いいたします。

6項1目監査委員費の増は、今市議会に提案してございまして、監査委員1名増による全体の増でございます。

次に、3款民生費でございます。

90ページになります。

1項1目社会福祉総務費は大幅な増で、増の主な理由は93ページになります。

説明欄の9番、国の消費税増税に伴います低所得者対策である臨時福祉給付金給付事業を実施するため、増となっております。

94ページの2目障害者福祉費は、これも増で、98ページになりますが、説明欄10番の自立支援給付事業で、扶助費の増が主な要因でございます。

100ページです。

国民健康保険費、これは総額としては、ほぼ前年度並みでございます。

103ページです。

2項2目後期高齢者医療費は増で、この主な理由は、説明欄の3番、後期高齢者医療特別会計繰出金の増によるものでございます。

次に、107ページになります。

3項1目児童福祉総務費は増です。この主な理由ですが、112ページをお願いいたします。

これも、国の消費税増税対策として、説明欄の14番にございます、子育て世帯臨時特例給付金給付事業を実施することによるものでございます。

次に、114ページをお願いいたします。

4目の保育所費は減となっております。減の増の主な理由は、25年度では保育所統合整備事業がございました。これが完了したことによるものです。

次に、4款の衛生費になります。

124ページをお願いいたします。

1項1目保健衛生総務費は減で、減の主な理由でございますが、127ページの説明欄の7番、飯岡保健センター管理費で、前年度は空調設備の改修工事を行った等によりまして、前年度増額になっておりました。

少し飛びまして、129ページをお願いいたします。

2目予防費は増です。今年度の新たな事業といたしまして、133ページに記載してございます、説明欄7番、「あさひ健康応援ポイント事業」を健康づくり推進のため実施いたします。

3目母子保健費は減です。今年度の新たな事業といたしましては、135ページの説明欄5番、ここに特定不妊治療費助成事業の費用が計上してございます。

136ページをお願いいたします。

4目の環境衛生費です。増になっておりますが、この主な理由は、説明欄の2番、環境衛生事務費で、内容は次の137ページの一番上、東総衛生組合負担金の増、これは東総衛生組合で施設建設をいたしまして、その償還が始まることによりまして、増になっております。

次に、142ページをお願いいたします。

5目公害対策費でございます。ここも増で、増の主な理由ですが、説明欄の1番、公害対策事務費で、県から移譲を受けたことにより、騒音調査等委託料を計上してございます。

144ページになります。

2項1目の塵芥処理費でございます。ここは減になります。震災による災害廃棄物の処理が終了したため、減になっております。

次に、6 款の農林水産業費をお願いいたします。

156ページになります。

1 項 3 目農業振興費は減で、減の主な理由は、157ページの説明欄 3 番、制度資金利子補給事業の利子補給見込み者の、これは数が減になること。

次に、163ページをお願いいたします。

5 目農地費は減で、減の主な理由は、説明欄 4 番農業基盤整備事業の負担金の減によるものです。

166ページをお願いいたします。

2 項 1 目林業総務費も減となっております。減の主な理由は、減災林整備事業の減でございます。

農林水産業費の全体ですが、ここにつきましては、市長が施政方針の中で、相当事業費を詳しく述べておりますので、それらを参考にしていただければと思います。

次に、7 款商工費になります。

172ページをお願いいたします。

1 項 2 目の商工振興費、これは前年度とほぼ同額です。

177ページをお願いいたします。

3 目の観光費です。増の主な理由ですが、178ページの説明欄の 2 番、観光資源創出プロモーション事業の創設、それと次のページになります。説明欄の 4 番、観光施設整備事業の観光施設改修工事、これらを計上したことによるものです。

次に、8 款土木費ですが、187ページになります。

2 項 2 目の道路維持費は増で、増の主な理由は、説明欄の 1 番、道路維持管理費の委託料のうち、道路ストック総点検委託料を新たに計上しております。

189ページをお願いいたします。

3 目の道路新設改良費、これも増で、その主な理由は190ページになります。説明欄 5 番の旭中央病院アクセス道整備事業、それから191ページの一番下、説明欄 8 番の震災復興津波避難道路整備事業の大幅な増がございます。これらを計上したものでございます。

192ページをお願いいたします。

4 目橋梁維持費は増で、この主な理由は、説明欄の 2 番、橋梁長寿命化修繕計画策定事業を予定することによるものです。

194ページをお願いいたします。

3項2目街路費になります。これは大幅な減で、その理由は、街路整備事業、谷丁場遊正線の事業が完了したことによるものです。

196ページをお願いいたします。

4目公園費です。これも増で、主な理由は、説明欄の1番、公園維持管理費のうち、公園内で桜のてんぐ巢病対策、これを実施すること、それで、公園維持管理委託料の増が、それにかかわってまいります。それと工事請負費の中で、便益施設等の設置工事費を計上したことによるものでございます。

198ページをお願いいたします。

4項1目住宅管理費は大幅な増で、増の主な理由でございますが、説明欄8番の、これは202ページになります。ページ、申し訳ありません。説明欄8番に仮設住宅管理費というのがあります。それで、15節の工事請負費で、仮設住宅が廃止になることに伴いまして、その跡地の復旧工事を見込んだものでございます。それが大幅な増の要因でございます。

2目住宅建設支援費は大幅な増で、増の主な要因でございますが、説明欄2番の津波被災住宅再建支援事業の新設で、これは前年度、補正で対応していたので、新年度同士で比べますと、新設という形になっています。津波被災者に対し、住宅再建支援金を支給するものでございます。

次に、9款の消防費になります。

206ページをお願いいたします。

1項1目常備消防費は、ほぼ前年度並みでございます。

それで、212ページの3目の災害対策費でございます。ここは大幅な減になります。その主な理由ですが、説明欄2番の災害に強い地域づくり事業の15節工事請負費のうち、津波避難施設整備工事の減、それから市街地液状化対策事業の完了によるものでございます。

次に、10款教育費になります。

218ページをお願いいたします。

1項2目事務局費は増で、新規事業として、221ページでございます。その説明欄の5番、幼稚園就園奨励事業に、幼稚園第3子以降就園補助金に係る経費を計上しております。

225ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費は大幅な減となっております。その主な理由ですが、227ページの説明欄4番の小学校大規模改造事業で、嚶鳴小学校普通教室棟の老朽化対策工事、これが前年度盛り込まれていたこと、その差額が大きかったということでございます。

2目教育振興費は増で、その主な理由は、231ページになります。説明欄の8番、放課後児童クラブ室の建設事業、15節の工事請負費の増で、干潟児童クラブ、それから琴田児童クラブ、それぞれ建設する予定であります。

232ページになります。

3項1目学校管理費は大幅な増となっております。この理由ですが、234ページの説明欄の5番、飯岡中学校改築事業で、改築工事費及び設計管理委託料を計上しております。

なお、1つ上になりますが、説明欄の4番、中学校大規模改造事業におきまして、第一中学校大規模改造工事に係る実施設計業務委託料をここに計上しております。

大きく飛びまして、278ページになります。

11款の災害復旧費、これは科目設定をさせていただきました。

282ページをお願いいたします。

12款の公債費です。元金が増、利子については減というような形で予算計上しております。

284ページをお願いいたします。

13款諸支出金のうち、1項1目土地取得費は科目設定としております。

2項1目水道事業公営企業費は、企業職員に係ります児童手当の増。それから2目の病院事業公営企業費は増で、元利償還金の増などにより、交付税算入額が増となる見込みであることから、繰出金が増となっております。

288ページをお願いいたします。

14款の予備費でございます。これは前年と同額、4,000万円を計上しております。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終了いたします。

続きまして、289ページをお願いいたします。ここから294ページまでは、給与費の明細書となっております。今、ご覧いただいております1の特別職の表は、長等、議員、その他の特別職につきまして、本年度と前年度を比較した表になっております。

次の290ページをお願いいたします。

2、一般職のうち、(1)の総括ですが、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものです。職員数は、前年度に比べて13人の減で、金額は合計で1億788万3,000円の減となっております。

このほかの内容は、291ページ以降に記載のとおりでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、295ページをお願いいたします。ここから298ページまでは、債務負担行為に関する

調書で、支出が27年度以降にわたるものについての支出予定額を記載したものでございます。  
最後に、299ページになります。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。一番下の計のところをご覧いただきたいと思っております。左から、24年度末の現在高、その右が、25年度末現在高見込額ということで、25年度末が290億1,072万円、その右が、26年度中の起債見込額で、30億1,080万円。その右が、26年度中の元金償還見込額、一番右が26年度末の現在高見込額293億6,506万5,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終了いたします。

○議長（高橋利彦） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 加瀬喜久 登壇）

○保険年金課長（加瀬喜久） 議案第2号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の301ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を、事業勘定は92億9,200万円、施設勘定は8,500万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内における流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の302ページから308ページは、歳入歳出予算であります。これらの内容は、309ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中でご説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

309ページと310ページは、歳入歳出予算事業別明細書の総括ですので、説明は省きまして、311ページの歳入から予算の内容について、順を追ってご説明いたします。

それでは、312ページをお開きください。

1款国民健康保険税の合計額は27億1,195万6,000円、前年度に対し3億2,472万4,000円、13.6%の増を見込みました。

内訳であります。311ページに戻っていただき、1項1目一般被保険者国民健康保険税が25億9,615万9,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと介護納付金分の合計であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税は1億1,579万7,000円で、これは退職被保険者等に係



る医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと介護納付金分の合計であります。

なお、国民健康保険税の税率ですが、医療給付費分の税率は所得割100分の6.6、資産割100分の20、均等割2万1,000円、平等割2万6,000円、課税限度額は51万円です。

後期高齢者支援金分の税率は、所得割100分の2.3、均等割1万2,000円、課税限度額は14万円です。

介護納付金分の税率は、所得割100分の1.7、均等割1万4,000円、課税限度額は12万円です。

313ページをお願いいたします。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金は、国の定率負担で19億46万4,000円を見込みました。

2目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して、国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を8,297万1,000円と見込みました。

3目特定健康診査事業費等負担金は、特定健診に係る基準費用に対し、国が3分の1を負担するもので、1,624万3,000円を見込みました。

2項1目財政調整交付金は、3億9,172万9,000円を見込みました。内訳は、調整対象需要額と調整対象収入額との差額分が交付される普通調整交付金を3億8,372万9,000円と、特別の事情がある場合にに応じて交付される特別調整交付金800万円であります。

314ページをお願いいたします。

5款療養給付費等交付金は、1億9,678万7,000円を見込みました。これは、退職被保険者等の医療費に対する交付金でありまして、65歳未満の該当者に係る交付となります。

6款前期高齢者交付金は、12億7,173万7,000円を見込みました。これは、前期高齢者、65歳から74歳までの方々の加入者数が多い国民健康保険に対しまして、前期高齢者の占める割合が少ない社会保険等が、医療保険者間の医療費負担の調整を図るという国の政策によりまして、国保財政への支援という名目で交付されるものであります。

7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金は、国と同額の8,297万1,000円を見込みました。

2目特定健康診査事業費等負担金も、国と同額の1,624万3,000円を見込みました。

2項1目財政調整交付金は、4億7,107万円を見込みました。内訳は、療養給付費に対して交付される普通調整交付金3億6,638万8,000円と、財政健全化等の施策に応じて交付される特別調整交付金1億468万2,000円であります。

315ページをお願いいたします。

8款共同事業交付金は、11億5,707万7,000円を見込みました。これは高額医療に対する交付金で、対象が「30万円を超え80万円まで」と「80万円を超えるもの」の二本立てとなっております。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、7億5,948万円を見込みました。これは、1節から4節までのルール分として4億1,948万円及びその他の繰入金として3億4,000万円であります。

316ページをお願いいたします。

2項1目財政調整基金繰入金は、1,700万円を見込みました。

317ページをお願いいたします。

12款諸収入1項延滞金及び過料は、800万2,000円を見込みました。

3項1目特定健康診査等受託収入は、1,907万9,000円を見込みました。これは国保の特定健診に合わせて、後期高齢者の健康診査に係る千葉県後期高齢者医療広域連合からの受託収入であります。

318ページをお願いいたします。

4項1目一般被保険者第三者納付金1,200万円は、交通事故等の治療費に係る国保立替分の納付金であります。

5目雑入の主なものは、人間ドック自己負担収入で、1,753万2,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

319ページをお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費は、3,001万3,000円を見込みました。主な内訳といたしましては、通信・運搬費及び手数料の役務費として、1,272万6,000円、レセプト点検や電算業務等の委託料として、1,384万2,000円であります。

320ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費は、1,933万5,000円を見込んでおります。主に、通信運搬費403万3,000円と電算機器保守委託料の950万4,000円であります。

321ページをお願いいたします。

2款保険給付費1項療養諸費の合計の欄は、323ページになります。50億5,848万2,000円、前年度に対し8,375万円、1.6%の減を見込みました。

1目一般被保険者療養給付費47億4,900万円が主であります。

2項高額医療費は、5億8,150万円、前年度に対し800万円、1.4%の減を見込みました。

1目一般被保険者高額療養費、5億5,000万円が主であります。

324ページをお願いいたします。

4項1目出産育児一時金の6,303万2,000円は、1件当たり42万円で、150件を見込みました。

325ページをお願いいたします。

5項1目葬祭費の750万円は、1件当たり5万円で、150件を見込みました。

3款後期高齢者支援金は、14億1,128万9,000円を見込みました。これは後期高齢者に係る医療費を支えるために、被保険者1人当たりの負担見込額に、各保険者の該当数を掛けて算出するものであります。

326ページをお願いいたします。

6款介護納付金は、6億7,989万2,000円を見込みました。これは、国保加入者のうち、40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者分の納付金として、社会保険診療報酬支払基金へ納めるものであります。

327ページをお願いいたします。

7款共同事業拠出金は、12億5,122万円を見込みました。これは、歳入でも申し上げましたが、対象医療費が80万を超える高額医療費共同事業拠出金及び30万を超え、80万円までの保険財政共同安定化事業拠出金の二本立てからなるものであります。

8款保健事業費は、1億2,710万円3,000円を見込みました。主な事業として、説明欄1、特定健康診査事業が8,034万4,000円。

328ページになります。

説明欄2、特定保健指導事業が364万6,000円、説明欄3、短期人間ドック事業が4,111万3,000円を見込みました。

330ページをお願いいたします。

11款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、1,739万円を見込みました。

331ページをお願いいたします。

3項1目他会計繰出金は、1,060万円を見込みました。これは、滝郷診療所及び旭中央病院への国・県補助金を、国保会計を経由して繰り出すものであります。

12款予備費は、前年度同額の3,000万円を見込みました。

332ページは、給与費明細書であります。

続いて、施設勘定についてご説明申し上げます。

333ページと334ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、335ページの歳入から、予算の内容について、追ってご説明いたします。

それでは、335ページをお開きください。

1款1項外来収入は、前年度に対し425万8,000円、6.1%減の6,570万4,000円を見込みました。これは、平成24年度の診療日数の減に伴う患者離れの影響を考慮したものであります。

2項1目諸検査等収入は、486万4,000円を見込みました。これは、予防接種等の一般健康診査料が主なものであります。前年度と比べまして、420万4,000円、46.4%の減となっておりますが、これは患者数の減及び子宮頸がんワクチン接種の差し控え等によるものでございます。

337ページをお願いいたします。

6款1項他会計繰入金は、一般会計より710万円、及び国保事業勘定より30万円を見込みました。

338ページをお願いいたします。

2項基金繰入金は、568万1,000円を計上しました。これは収入不足を補填するため、財政調整基金から繰り入れるものであります。

7款繰越金は、84万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

340ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、4,634万4,000円を見込みました。主に、職員給与費と診療所に係る事務費と管理費であります。

343ページをお願いいたします。

2款医業費、1項3目医薬品衛生材料費は、患者数の減を見込み、前年度に対し751万3,000円、18.1%の減の3,388万7,000円を見込むものであります。

346ページから349ページは、給与費明細書であります。

以上で、議案第2号の補足説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第3号、平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の351ページをお願いいたします。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を5億900万円と定めるものであります。

次の352ページ、353ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は355ページ以降の後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

355ページ、356ページは事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

357ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款保険料は、3億3,819万5,000円、前年度に対し2,171万1,000円、6.9%の増を見込みました。

内訳として、1項1目1節現年度分特別徴収保険料に、2億4,007万7,000円、2節現年度分普通徴収保険料に9,603万1,000円、3節滞納繰越分普通徴収保険料に208万7,000円であります。

徴収方法といたしまして、年金受給額の規模に応じまして、年金から天引きする特別徴収と、納付書等による普通徴収とになります。

また、保険料率ですが、県内均一料率及び料率改定が行われたことにより、所得割が7.43%、均等割が3万8,700円、また賦課限度額が57万円となります。

また、被保険者の所得状況によりまして、均等割では9割・8.5割・5割・2割の軽減措置がとられ、所得割でも5割の軽減措置がとられております。

2款繰入金は、一般会計から1億6,261万円、前年度に対し1,883万5,000円、13.1%の増を見込みました。内容としましては、徴収事務等に事務経費と保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れるものであります。

3款繰越金は500万円を見込みました。

358ページをお願いいたします。

4款諸収入2項償還金及び還付加算金は、211万円を見込みました。これは、過年度における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するもので、広域連合より全額が補填されることから、計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

359ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、広域連合に代わって各種届け出を処理するための事務的経費で、1,215万8,000円を見込みました。

2項1目徴収費は、保険料の徴収に要する経費で、249万5,000円を見込みました。

360ページをお願いいたします。

2款広域連合納付金は、4億8,723万7,000円を見込みました。これは、徴収した保険料と保険料の軽減分に対する県と市の負担分をそのまま広域連合へ支出するものであります。

361ページをお願いいたします。

3款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金は、211万円を見込みました。これは、歳入の4款諸収入のところでも申し上げましたが、過年度分における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を還付するものであります。

4款予備費は、500万円を見込みました。

以上で、議案第3号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋利彦） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時 3分

再開 午後 1時 0分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第4号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石毛健一 登壇）

○高齢者福祉課長（石毛健一） 議案第4号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の363ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を46億2,500万円と定めました。

第2条は、歳出予算中各項において流用できる経費は、保険給付費とするものです。

次の364ページから370ページまでは、説明を省略させていただきまして、371ページの歳入から予算の内容について、主なものをご説明申し上げます。

371ページをお願いいたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は8億8,158万1,000円で、保険料基準額は5万1,600円、納付義務者数を1万8,179人と見込み、対前年度3.9%の増です。内訳は、1節現年度分特別徴収保険料を現年度分の91.4%に当たる8億191万8,000円とし、2節現年度分

普通徴収保険料に7,517万9,000円、3節過年度分普通徴収保険料に448万4,000円をそれぞれ見込みました。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は7億9,306万9,000円を、2項1目調整交付金は、介護保険の財政調整を行うために交付されるもので保険給付費の6.22%、2億7,965万3,000円を見込み、2目地域支援事業交付金に1,844万円をそれぞれ見込みました。

372ページをお願いいたします。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で13億385万2,000円を、2目地域支援事業支援交付金に270万1,000円を見込みました。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は6億6,814万6,000円、2項1目地域支援事業交付金に922万円を見込みました。

373ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は5億6,200万6,000円、2目地域支援事業繰入金に1,168万5,000円、3目介護保険事務費繰入金に6,047万8,000円をそれぞれ見込みました。

同じく、6款繰入金の2項1目介護給付費準備基金繰入金2,900万円は、介護保険給付費準備基金から不足額を繰り入れるものであります。

374ページをお願いいたします。

8款2項2目雑入の516万5,000円は、説明欄記載のとおり地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、376ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、一般事務費経費として1,622万2,000円。

377ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費で356万6,000円、3項1目介護認定調査費は、介護認定審査会の開催を毎週2回、年96回と見込み2,453万4,000円。

378ページをお願いいたします。

2目認定調査費は、認定調査に係る経費を1,575万8,000円と見込み、それぞれ計上いたしました。

380ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、ここに保険給付費の総額の記載はございませんが、総額は44億9,604万1,000円で、対前年度2.6%の増を見込みました。

1項1目の居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で、16億2,577万円を計上しました。

2目地域密着型介護サービス給付費は、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、グループホームに50人、小規模特別養護老人ホームに45人の利用を見込み、2億9,190万1,000円を計上しました。

3目施設介護サービス給付費は、老人福祉施設458人、老人保健施設185人、療養型医療施設4人の合計647人の利用を見込み、19億2,559万3,000円を計上しました。

381ページの下段になります。

6目居宅介護サービス計画給付費は2億3,520万1,000円を見込みました。

382ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援者の保険給付費で、利用者を228人と見込み、それぞれ計上いたしました。

384ページをお願いいたします。

3項1目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査支払いに係る手数料で340万6,000円を見込みました。

4項1目高額介護サービス費は7,260万円を計上しました。

386ページをお願いいたします。

6項特定入所者介護サービス等費は、施設入所者への低所得者対策としての食費・居住費の補足給付分で、387ページ、計の欄になりますが、2億183万6,000円を計上しました。

下段になりますが、5款1項1目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費は、要介護状態になるおそれのある高齢者を把握するための事業で、511万5,000円を計上しました。

388ページをお願いいたします。

2目介護予防一般高齢者施策事業費は、二次予防対象高齢者以外の一般高齢者を対象とした事業費で、450万4,000円を見込みました。

389ページをお願いいたします。

2項1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する二次予防対象高齢者の介護予防ケアマネジメント事業、総合相談等の経費と包括的支援関係職員の人件費を見込み、2,254万5,000円を計上しました。



391ページをお願いいたします。

3項1目任意事業費は2,557万円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、介護相談員派遣事業、392ページの配食サービス事業などを実施いたします。

394ページをお願いいたします。

7款予備費は1,000万円を計上しました。

395ページから399ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 石毛 隆 登壇）

○下水道課長（石毛 隆） 議案第5号、平成26年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の401ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を7億2,300万円に定めるもので、対前年度1,000万円、1.4%の減となりました。

第2条の地方債につきましては、後ほど第2表でご説明申し上げます。

第3条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

次に、402ページから404ページの第1表、歳入歳出予算でございますが、これらの内容につきましては、409ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

405ページをお願いいたします。

第2表、地方債であります。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので1億3,310万円を計上するものでございます。

407ページ、408ページは、事項別明細書の総括ですので説明を省かせていただきます。

409ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金は2,981万2,000円で、対前年度24.3%増を見込みました。これは平成26年度受益者負担金の納付額について見込んだものでございます。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は、本年度の実績及び消費税率の引き上げ等により9,965万8,000円で、対前年度5.2%増を見込みました。

3款国庫支出金は、建設事業費の減により5,088万円で、対前年度5.4%減となっております。

410ページをお願いいたします。

5款繰入金一般会計繰入金は3億8,909万3,000円で、対前年度7.2%の増を見込みました。

6款繰越金は2,000万円を見込みました。

411ページをお願いいたします。

8款市債、1項1目下水道債は、面整備事業等の事業量に伴うものでございまして、1億3,310万円で、対前年度9.8%減を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

413ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、本事業に係ります職員の人件費及び管理経費6,302万7,000円で、対前年度8.9%減となっております。

415ページをお願いいたします。

2款事業費、1項1目維持管理費は、416ページをお願いいたします。

説明欄2番、施設維持管理費は1億5,473万7,000円で、対前年度9.2%増を見込みました。増の主な理由といたしましては、施設の経年変化に伴います修繕料及び労務単価の改定に伴う運転業務委託料の増によるものでございます。

417ページをお願いいたします。

2款事業費、2項1目工事費は、説明欄1番下水道建設事業で1億8,001万円で、対前年度11.6%減を見込みました。主なものにつきましては、418ページになります。

13節委託料は1,151万7,000円で、浄化センターの長寿命化計画策定業務委託及び面整備事業の実施・設計業務委託料。

15節工事請負費は1億6,102万6,000円で、二の袋地先、太田神社周辺6.4ヘクタールの面整備工事と、25年度面整備工事を実施した国道部分等の舗装復旧工事を予定するものでございます。

419ページをお願いいたします。

3款公債費、1項1目元金は1億9,420万7,000円で、対前年度3.4%の増。

2目利子につきましては9,238万9,000円で、対前年度0.2%減となっております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

420ページから424ページは、職員の給与費明細書でございます。

425ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。平成26年度末の現在高見込額は、42億3,316万6,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 大久保孝治 登壇）

○農水産課長（大久保孝治） 議案第6号、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の427ページをお開きください。

平成26年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,540万円と決めました。前年度予算額5,300万円に対しまして、4.5%の増であります。

次の428ページの歳入歳出予算から432ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括までの説明は、省略させていただきまして、433ページの歳入から予算の順を追ってご説明申し上げます。

それでは433ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金は84万円で、前年度同額でございます。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料は1,618万5,000円で、対前年度62万7,000円、4%の増であります。施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用する世帯の見込みで計上させていただきました。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3,237万2,000円で、対前年度177万3,000円、5.8%の増であります。これは歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものであります。

4款繰越金、1項1目繰越金600万円は、前年度繰越金同額でございます。

以上で、歳入を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

435ページをお開きください。

2款事業費、1項1目維持管理は2,490万3,000円で、対前年度248万6,000円、11.1%の増であります。

説明欄1の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,932万3,000円で、主なものは光熱水費450

万円、修繕料876万2,000円、施設維持管理委託料308万9,000円であります。

続きまして、説明欄2の琴田地区排水施設維持管理費は558万円で、主なものは光熱水費201万4,000円、施設維持管理委託料223万5,000円であります。

438ページをご覧いただきたいと思います。

2目資源循環事業費46万1,000円は、集落排水施設から排出される汚泥の処理費用でございます。

3款公債費、1項1目元金1,455万5,000円、2目利子456万円は、農業集落排水施設整備による借入金の償還金であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、440ページをお開きください。

給与費明細書でありまして、職員数、給与費、共済費、職員手当等について前年度との比較表でございます。

441ページから443ページにつきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、444ページをお開きください。

地方債の現在高に関する調書でございまして、表の一番右の欄でございますが、26年度末現在高見込額は2億2,872万8,000円であります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 鈴木邦博 登壇）

○水道課長（鈴木邦博） 議案第7号、平成26年度旭市水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量で、（1）は、給水件数及び給水量であり、給水件数を1万9,229件、年間給水量を580万9,262立方メートル、一日平均給水量を1万5,916立方メートルと予定いたしました。

（2）は、主要な建設改良事業であり、配水管布設工事に4,273万2,000円、配水管布設内工事に5,432万1,000円、流量計及び水位計更新に1,873万8,000円を予定いたしました。

2ページをお開きください。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載のとおり定めました。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

なお、資本的収支の不足額1億7,776万5,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額443万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1億7,333万4,000円で補填いたします。

3ページをお開きください。

第5条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものであります。

第6条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものであります。

4ページをお開きください。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第8条は、棚卸資産購入限度額を557万1,000円と定めるもので、これは量水器等の購入費であります。

次のページからは、水道事業会計予算に関する説明書となります。

5ページをお開きください。

平成26年度旭市水道事業会計予算実施計画です。

収益的収入ですが、1款水道事業収益は15億5,256万3,000円で、前年度に比べまして4,116万1,000円、率にしますと2.7%増を予定いたしました。

1項営業収益は14億9,703万1,000円で、主なものは、1目給水収益14億8,979万9,000円の水道料金であります。有収水量を557万6,892立方メートルと見込みました。

3目その他営業収益は723万1,000円で、給水装置工事設計審査手数料等及び一般会計からの消火栓維持管理負担金であります。

2項営業外収益は5,553万2,000円を予定いたしました。主なものは、3目長期前受金戻入益で、補助金等を持って取得した償却資産の減価償却等に伴う長期前受金の戻入5,444万1,000円でございます。

次に、6ページをお開きください。

支出の部ですが、1款水道事業費用は14億8,371万1,000円で、前年度に比べまして5,393万4,000円、率にしますと3.8%増を予定いたしました。

1項営業費用は14億837万4,000円で、主なものは、1目原水及び浄水費8億5,248万9,000円と5目の固定資産の減価償却費2億3,362万8,000円でございます。

2項営業外費用は4,688万8,000円を予定いたしました。内訳は、1目企業債の支払利息及

び取扱諸費1,969万4,000円、2目消費税及び地方消費税2,719万4,000円となっております。

3項特別損失は844万9,000円となっております。

4項は、予備費として2,000万円を予定いたしました。

次の7ページは資本的収入及び支出です。

収入の部でございますが、1款資本的収入は6,326万6,000円、前年度に比べまして6,443万円、率にしますと50.5%減を予定いたしました。内訳は、1項1目負担金は、消火栓新設に係る一般会計からの負担金及び配水管布設等に係る工事負担金3,049万2,000円、2項1目給水申込納付金3,277万4,000円を予定いたしました。

支出の部は、1款資本的支出2億4,103万1,000円で、前年度に比べまして6,368万9,000円、率にしますと20.9%減を予定いたしました。

1項建設改良費は1億1,844万9,000円を予定し、1目拡張工事費は配水管布設工事費等で4,273万2,000円、2目改良工事費は配水管布設替工事費で5,432万1,000円、3目固定資産取得費は旭・海上配水場の配水流量計更新等で2,139万6,000円となっております。

2項1目は企業債の償還元金で1億1,258万2,000円、3項1目は予備費で1,000万円を予定しております。

次に、8ページをお開きください。

昨年度までは、水道事業会計資金計画として記載しておりましたが、今年度からは会計制度の改正により水道事業会計予定キャッシュフロー計算書という形で、記載することになりました。

ローマ数字のⅠ、業務活動によるキャッシュフローの計が2億6,356万3,000円、右側になりますが、ローマ数字のⅡ、投資活動によるキャッシュフローの計がマイナス4,850万7,000円。

9ページのほうをお願いいたします。

ローマ数字のⅢ、財務活動によるキャッシュフローの計がマイナス1億1,258万2,000円となっております。右側になりますが、ローマ数字のⅣは資金の増加額で、今までのⅠからⅢまでの差し引きの額で1億247万4,000円、ローマ数字Ⅴは資金の期首残高で8億1,821万3,000円、ローマ数字Ⅵは資金の期末残高で9億2,068万7,000円となっております。

次の10ページから13ページまでは、職員給与関係の明細となっております。職員の各種支給要件は、一般会計の職員と同様となっております。

次に、14ページから16ページにつきましては、平成26年度末の予定貸借対照表となっております。

ります。

16ページお願いします。16ページの7ですけれども、7の剰余金をご覧ください。（2）の利益剰余金は17億9,920万1,000円となる見込みでございます。このうち括弧書きで記載してありますが16億5,749万6,000円につきましては、会計制度の改正により今までの資本剰余金として分類していた国補助金等で減価償却の済んだ分を振り替えたものであります。

次に、17ページから21ページをお願いいたします。

平成25年度の予定損益計算書及び25年度末の予定貸借対照表でございます。

21ページのほうご覧いただきたいと思っております。

21ページの6、剰余金でございますが、（2）利益剰余金は7,728万4,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 土師 学 登壇）

○病院経理課長（土師 学） 議案第8号、平成26年度旭市病院事業会計予算の議決について、病院事業所管の補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量であります。

1、事業量の（1）事業計画ですが、①許可病床数は989床となっております。②患者数は、イ、入院患者数27万1,900人、ロ、外来患者数72万9,500人を見込みました。また、③介護老人保健施設は、イ、入所者数3万4,310人、ロ、通所者数6,680人を見込みました。

2ページをお開きください。

④養護老人ホームは、イ、入所者数1万4,960人、ロ、短期入所者数510人、⑤特別養護老人ホームは、イ、入所者数1万8,250人、ロ、短期入所者数730人、⑥ケアハウスは、入所者数1万4,600人、⑦訪問看護ステーションは、訪問患者数5,370人、⑧グループホーム・ケアホームは、入所者数1,090人を見込んだところであります。

2、資本的支出の（1）建設改良計画ですが、①工事費18億6,855万円は、医師宿舎建設工事などを予定いたしました。②資産購入費13億602万円は、透析情報システム機器・医療機器の購入やソフト開発費などを予定いたしました。

3、職員計画は1,920名であります。

3ページをご覧ください。

第3条、収益的収入及び支出の予定額であります。

4ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額であります。後ほど実施計画によりご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

平成26年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出であります。収入につきまして、1款病院事業収益は372億7,479万4,000円を予定いたしました。

1項医業収益は332億3,349万円を見込みました。主な内訳であります。1目入院収益は178億4,008万2,000円、2目外来収益は143億2,673万9,000円を予定いたしました。入院収益、外来収益とも、平成25年10月までの実績を基に患者数、診療単価を算出し、計上いたしました。

2項営業外収益は28億5,285万6,000円を予定いたしました。主な内訳であります。2目補助金1億7,906万5,000円は、臨床研修費補助金などで、病院の運営に対しての国・県からの各種補助金であります。

3目負担金交付金20億9,448万1,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上いたしました。なお、このほかに看護師養成事業収益に1億1,166万4,000円、養護老人ホーム事業収益に1,740万2,000円、ケアハウス事業収益に2,541万6,000円が繰入予定であり、繰入金の合計は22億4,896万3,000円を予定しております。

4目長期前受金戻入2億1,476万円は、補助金などにより取得した資産の補助金償却分であり、会計制度の変更によるものであります。

次の8ページをお開きください。

3項看護師養成事業収益1億7,675万3,000円は、看護学生195人の授業料、寄宿舎費、繰入金などあります。

4項介護老人保健施設事業収益5億4,637万2,000円は、入所者、通所者の介護料などあります。

5項養護老人ホーム事業収益1億2,409万9,000円は、老人保護措置費収益、使用料、繰入金などあります。



6 項特別養護老人ホーム事業収益 2 億1,886万9,000円は、入所者の介護料などであります。

7 項ケアハウス事業収益6,502万8,000円は、入所者の使用料、繰入金などあります。

8 項訪問看護ステーション事業収益4,967万円は、旭こころとくらしのケアセンターの訪問看護料であります。

9 項グループホーム・ケアホーム事業収益765万6,000円は、神経精神科患者の社会復帰を目的としたグループホーム・ケアホーム事業の利用料などあります。

次に、支出であります。9 ページをご覧ください。

1 款病院事業費用は370億5,126万3,000円を予定いたしました。

1 項医業費用は333億7,245万7,000円を見込みました。主な内訳であります。1 目給与費145億5,582万2,000円は、病院職員に係る給与費であります。2 目材料費111億1,590万7,000円は、薬品、診療材料、給食材料などあります。3 目経費44億6,218万1,000円は、光熱水費、修繕費並びに委託費、引当金繰り入れなどあります。4 目減価償却費は29億6,460万円で、建物、器具及び備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2 項医業外費用は23億2,558万4,000円あります。主な内訳であります。1 目支払利息及び企業債取扱諸費 5 億3,743万2,000円、2 目雑損失 8 億4,175万2,000円、3 目繰延勘定償却 6 億5,181万円、4 目長期前払消費税償却 2 億3,678万円は、課税仕入額に係る消費税のうち仕入控除対象外相当分の償却であり、会計制度変更により繰延勘定償却から変更した科目であります。

10 ページをお開きください。

3 項看護師確保対策事業費用 3 億2,079万1,000円は、職員給与費や学生の教育費、奨学金などあります。

4 項介護老人保健施設事業費用は 5 億725万5,000円、5 項養護老人ホーム事業費用は 1 億3,058万7,000円、6 項特別養護老人ホーム事業費用は 2 億1,250万6,000円、7 項ケアハウス事業費用は5,993万2,000円、8 項訪問看護ステーション事業費用は5,349万4,000円、9 項グループホーム・ケアホーム事業費用は1,865万7,000円で、いずれも各附属施設の職員給与費及び材料費、経費などが主な内容であります。

11 ページをご覧ください。

10 項予備費として5,000万円を予定いたしました。

12 ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。

収入につきましては、1款資本的収入は2億370万5,000円を予定いたしました。

1項1目企業債2億円は、医療器械整備事業に係る企業債借入であります。

2項1目補助金262万5,000円は、国民健康保険調整交付金であります。

支出ですが、1款資本的支出は45億6,261万9,000円を予定いたしました。

1項建設改良費は31億7,457万円を予定しております。そのうち、1目工事費18億6,855万円は、医師宿舍建設工事などを予定したものであります。

また、2目資産購入費13億602万円は、医療機器の購入やソフト開発、救急車購入などがあります。

2項1目企業債償還金は13億8,804万8,000円であります。

ここで、4ページに戻らせていただきます。

第4条、資本的収入及び支出の本文、括弧書きであります。これは資本的収入2億370万5,000円、資本的支出45億6,261万9,000円により生ずる不足額43億5,891万4,000円を、損益勘定留保資金などで補填するものであります。

第5条は、継続費について定めるものであります。医師宿舍建設工事は、平成25年度から26年度の継続事業として総額19億9,951万5,000円を予定しております。うち平成26年度は15億4,455万円であります。

5ページをご覧ください。

第6条は、企業債について定めるもので、医療器械整備事業として2億円の起債を予定いたしました。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第9条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

6ページをお開きください。

第10条は、棚卸資産の購入限度額140億4,000万円と定めるものであります。

第11条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおり、救急車など12件を予定いたしました。

次の13ページをお開きください。

平成26年度予定貸借対照表であります。会計制度変更に伴い、資産の部では、1款固定

資産、14ページの2項無形固定資産、ハ、ソフトウェアと、3項投資その他の資産、ハ、長期前払消費税は、3款繰延資産から変更となりました。

15ページをご覧ください。

負債の部では、会計制度変更により企業債が資本の部の借入資本金から1年を超えて返済となるものは4款固定負債1項企業債に、1年以内に返済となるものは5款流動負債2項企業債となります。

16ページをお開きください。

6款繰延収益、1項長期前受金ですが、資本の部の8款剰余金から補助金の一部を振り替えいたしました。

17ページをご覧ください。

資本の部では、8款2項利益剰余金のハ、当年度未処分利益剰余金は、会計制度変更により資本剰余金に計上されていた補助金の中から、みなし償却制度の廃止に伴う振替処理と各種引当金に充当後の残高26億6,850万8,000円と当期利益金を含めて41億2,322万6,319円となる見込みであります。

18ページから20ページは平成25年度予定損益計算書であります。

21ページをご覧ください。

会計制度変更によりこれまでの旭市病院事業会計資金計画に替わり、作成が義務付けられた平成26年度旭市病院事業予定キャッシュフロー計算書であります。

22ページをお開きください。

VIの資金期末残高は85億8,730万1,000円と予定いたしました。

23ページをご覧ください。

会計注記ですが、会計制度変更により重要な会計方針に係る事項について記載いたしました。4、セグメントは各事業の損益・資産を見るための表となっております。

24ページからは平成25年度予定貸借対照表となっております。その後、29ページからは給与費明細書、36ページからは実施計画内訳書で、49ページは継続費に関する調書となっております。

以上で、議案第8号についての補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億7,040万円を追加し、予算の総額を317億7,510万円とするものです。

第2条、繰越明許費の補正と第3条、債務負担行為の補正、第4条の地方債の補正につきましては、後ほど別のところでご説明申し上げます。

2ページから3ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたしまして、内容は事項別明細書により説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございます。

上段の表に掲載いたしましたとおり、年度内に完了しない見込みの事業といたしまして9事業を追加するとともに、下段の表のとおり4事業について、金額を変更するものでございます。

初めに、追加ですが、2款1項総務管理費、電算システム運用事業につきましては、子ども・子育て支援新制度の制度設計が国において遅れているために、繰越明許費の設定をお願いするものです。同じく旭駅バリアフリー施設整備事業につきましては、JR旭駅へのエレベーター設置に関する工事の補助金で、JRにおきまして工事に発生する振動、騒音等対策につきまして不測の日数を要しまして、工事スケジュールに遅れが生じたため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

7款1目商工費、観光施設整備事業につきましては、入札が2度にわたりまして不調ということがございました。着工が遅れたため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

8款2項道路橋梁費、道路新設改良事業及び飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業につきましては、用地交渉が難航し年度内に工事を完了することができないため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

9款1項消防費、災害に強い地域づくり事業につきましては、入札不調、用地交渉の難航によりまして、予定の工期が確保できないため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

10款2項小学校費、小学校施設改修事業につきましては、設備の納品に不測の日数を要し

まして、年度内完了が困難なため繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

3項中学校費、飯岡中学校改築事業につきましては、土地改良事業の遅れによりまして、年度内着工が困難となったため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

11款3項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費は、工法を検討するための調査設計業務に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となりまして、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次に、変更です。8款2項道路橋梁費蛇園南地区流末排水整備事業につきましては、調査の結果、家屋等への工事の影響が懸念され、その対策に日数を要しまして工事に入れなかったため、金額を変更するものです。同じく津波避難道路整備事業につきましては、交付決定の遅れから業務に着手できなかつたということがございまして、金額を変更するものです。同じく橋梁維持補修事業につきましては、他の機関との協議に不測の日数を要しまして、工事に着手できなかつたため金額を変更するものです。

10款2項小学校費小学校大規模改造事業につきましては、国の事業採択により工事等を前倒しするため金額を変更するものでございます。

5ページになります。

第3表の債務負担行為補正です。飯岡中学校改築事業に係る変更でございまして、土地改良事業の遅延により工事着手が見込めないことから、その金額を減額し、当初予算に改めて再計上させていただき措置をとるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正でございます。小学校大規模改造事業は、国の事業採択に伴うものでございまして、飯岡中学校改築事業は、復興交付金の対象事業費の減によるものでございます。

次に、歳入につきまして、順を追ってご説明申し上げます。事業内容につきましては、歳出のところでご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

9ページをお願いいたします。

9款1項1目2億2,072万5,000円の追加は、留保しておりました普通交付税から今回の補正財源として必要な額を計上させていただきました。

13款2項1目総務費国庫補助金6億9,899万7,000円の追加は、東日本大震災復興交付金の増によるものでございます。

5目教育費国庫補助金6,349万8,000円の増は、学校施設環境改善交付金の前倒し採択と労

務費資材価格の高騰等によるものです。

15款1項2目利子及び配当金8万5,000円の増は、説明欄1番、財政調整基金利子を計上させていただきます。

10ページです。

17款1項1目介護保険事業特別会計繰入金2,467万2,000円の追加は、平成24年度介護保険事業特別会計繰出金の清算による返還分でございます。

2項1目財政調整基金繰入金の減は、予定しておりました繰入金7,000万円を全て減額するものでございます。

2目災害復興基金繰入金1,949万8,000円の増は、事業費の増によるものです。

5目東日本大震災復興交付金基金繰入金1.864万9,000円の減は、事業費の増減等があつてこの数字になりました。

6目土地開発基金繰入金4億8,042万6,000円の増は、土地開発基金廃止に伴い繰り入れるものでございます。

18款1項1目繰越金2億3,024万8,000円の追加は、留保していた金額、全額をここに計上させていただきます。

次のページになります。

20款市債につきましては、先ほど第4表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で、歳入の説明は終わります。

続きまして、歳出について主な補正内容を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費3億円の追加は、庁舎整備基金への積立金でございます。

4目財政管理費7億34万2,000円の追加は、東日本大震災復興交付金基金へ積み立てるものでございます。

6目財産管理費4億8,051万1,000円の追加は、土地開発基金繰入金等を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

11目諸費6,017万6,000円の追加は、国・県支出金の精算による返還金の増でございます。

4款1項4目環境衛生費2,375万4,000円の追加は、東総衛生組合負担金の増によるものです。

13ページをお願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費9,000万円の減は、津波避難道路整備事業の測量調査設計業

務を減額したものでございます。

9款1項3目災害対策費1,949万8,000円の追加は、津波避難タワー工事費の増によるものです。

10款2項1目学校管理費1億8,386万円の追加は、学校施設環境改善交付金を前倒しにより受けたためでございます。

14ページをお願いいたします。

10款3項1目学校管理費9,225万9,000円の追加は、労務費、資材価格等の高騰による授業費の増加によるものでございます。

最後の15ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。事業費の確定等により、平成25年度の起債額を1億2,090万円増額するもので、これにより平成25年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、290億1,072万円となるものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時15分

○副議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第10号について、保険年金課長、ご登壇してください。

（保険年金課長 加瀬喜久 登壇）

○保険年金課長（加瀬喜久） 議案第10号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,600万円増額し、歳入歳出予

算の総額を95億1,400万円とするものです。

2ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、3ページと4ページはそれを事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、5ページをお願いします。

歳入についてご説明申し上げます。

4款2項1目財政調整交付金は262万5,000円を増額するもので、中央病院に係ります施設整備費分として措置されたものであります。

11款繰越金は、前年度繰越金の保留分1億1,337万5,000円を計上するものであります。

続いて、6ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

11款1項3目償還金は、平成24年度分の療養給付費等負担金の精算及び過年度分の特別調整交付金の修正に係る返還金として1億1,337万5,000円を増額するものであります。

3項1目他会計繰出金は、財政調整交付金として措置された262万5,000円、同額を中央病院に繰り出すものであります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わらせていただきます。

○副議長（平野忠作） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石毛健一 登壇）

○高齢者福祉課長（石毛健一） 議案第11号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページお開きください。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ6,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額45億7,500万円とするものです。

2ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、3ページ、4ページはそれぞれ事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、5ページ以降でご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

5款財産収入は、介護保険給付費準備基金の運用利息を計上いたしました。

6款繰入金、2項1目介護保険給付費準備基金繰入金3,500万円の減額は、7款の前年度



繰越金収入により、基金の取り崩しが必要なくなったことによるものでございます。

7款繰越金は1億6万7,000円を追加し、1億6万8,000円とするもので、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

8款諸収入、2項1目第三者納付金は289万1,000円を追加し、289万2,000円とするもので、これは交通事故による損害賠償金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金は1,343万3,000円を追加し、1,343万4,000円とするもので、これは基金運用利息と平成24年度剰余金を積み立てるものでございます。

6款1項2目償還金は5,456万7,000円を追加し、5,457万1,000円とするもので、平成24年度介護給付費負担金等の確定による国、県、市及び市の精算分を返還するものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○副議長（平野忠作） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 石毛 隆 登壇）

○下水道課長（石毛 隆） 議案第12号、平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は第1条にございますように、繰越明許費の設定であります。

2ページをお願いいたします。

第1表、繰越明許費であります。

地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越しして使用できる経費として、その金額を2,775万6,000円とするものでございます。これは、平成25年度に実施予定でありました管渠建設工事の一部について、当初採択にならなかった部分がありましたので引き続き国へ補助金を要望していたところ、このたび国の平成25年度補正予算で事業採択となったところでございます。つきましては、年度内に完了が見込めないことから繰り越しするものでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○副議長（平野忠作） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、農水産課長、登壇してください。

(農水産課長 大久保孝治 登壇)

○農水産課長(大久保孝治) 議案第13号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ252万円を追加し、予算の総額を5,952万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入についてご説明を申し上げます。

1款1項1目受益者分担金は、新規加入6件で252万円を増額するものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出についてご説明をさせていただきます。

4款1項1目繰出金252万円の増は、歳入の受益者分担金で受け入れた収入の全額を一般会計へ繰り出すものでございます。今年度受益者分担金が当初予算を超えましたので、補正するものでございます。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○副議長(平野忠作) 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 土師 学 登壇)

○病院経理課長(土師 学) 議案第14号、平成25年度旭市病院事業会計補正予算(第2号)について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則であります。

第2条は、収益的収支予定額の補正で、病院事業費用既決予定額352億2,765万3,000円に対し、4億9,000万円増額するものであります。

8ページをお開きください。

平成25年度旭市病院事業会計補正予算(第2号)、実施計画内訳書によりご説明申し上げます。

収益的支出1款1項1目2節手当1億8,000万円は、市と同様に千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、若年層の給与改定を行い、また日当直、救急呼び出し等医師手当の増額によるものであり、4節賃金2億円は、パート医師の増加によるものであります。

1項2目1節薬品費1億円は、抗がん剤などの高額薬品の増加によるものであり、2節診療材料費は、高額手術件数の増加による増額であります。

続きまして、1款1項4目1節減価償却費6,000万円、2項3目1節繰延勘定償却開発費償却費6,000万円は、金額確定による減額補正であります。

以上で、議案第14号についての補足説明を終わります。

○副議長（平野忠作） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第15号、議案第19号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 米本壽一 登壇）

○総務課長（米本壽一） 議案第15号、旭市監査委員条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本市の監査委員の定数につきましては、合併以来、地方自治法で定められた2人としてきたところではありますが、今般、監査機能の充実を図るため識見を有する者のうちから選任する監査委員の定数を1人増加し、監査委員の定数を3人とするものであります。

なお、現行の旭市監査委員事務局設置条例で規定している事項を合わせて制定しようとするものでございます。

それでは、議案第15号をご覧いただきたいと思っております。

第1条は、この条例の趣旨を定めるものでありまして、条文中、地方自治法第195条第2項は、ただいま申し上げますとおり本市における監査委員の法定数は原則2人ではありますが、条例でその数を増加することができる規定でございます。

第200条第2項は、条例で定めるところにより事務局を置くことができる規定でございます。

第202条は、法律政令に定めるものを除くほか、監査委員に関して必要な事項は条例で定める旨の規定でございます。

第2条は、監査委員の定数を3人とするものでございます。

第3条は、監査委員の事務を処理するため事務局を置く旨の規定です。

第4条は、事務局職員の定数を定めるものであります。

第5条は、委任規定でありまして、この条例に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が協議して定めるものであります。

最後に、附則ですが、この条例は、平成26年4月1日から施行することとし、当日付を持って旭市監査委員事務局設置条例を廃止するものであります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わりにさせていただきたいと思います。

続きまして、議案第19号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

議案第19号は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定でありまして、旭市一般職の職員の給与に関する条例、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員定数条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、条文整理の改正部分については、説明を省略させていただきたいと思います。

初めに、第1条、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。

大変恐縮ですが、新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思います。

新旧対照表、ちょっと厚めの資料が一番最後あたりにあるはずですが、それをご覧になっていただきたいと思います。

1ページをご覧になっていただきたいと思います。

改正案のところを読み上げます。

改正案の第5条第5項は、55歳以上の職員の昇給を2号給から1号給に抑制する旨の改正です。これは、千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づいて行うものでございます。

第6条以降につきましては、再任用職員で、短時間勤務をする職員等の給料月額及び各種手当について規定するものであります。第6条第3項は、給料月額を勤務時間に応じて減額する旨の規定でございます。

2ページをお願いいたします。

第14条第2号は、通勤手当について、通勤日数に応じて減額できる旨の規定でございます。

2ページから3ページの第16条関係、これは時間外手当についての規定でございます。

4ページの第24条第3項は、期末手当について、年間で1.45月支給できる旨の規定でございます。

第27条第2項は、勤勉手当の規定です。

次に、新旧対照表の7ページからは、旭市職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正です。再任用短時間勤務職員について、第2条第3項で一週間の勤務時間を、7ページから8ページにかけての第3条と第4条では週休日及び勤務時間の割り振りについて、9ページの第13条で年次有給休暇についてそれぞれ規定するものでございます。

次に、11ページです。

旭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正ですが、これは条文の整理のみです。  
最後に、13ページです。

旭市職員定数条例の一部改正です。短時間勤務職員は、定数に含めない旨の改正です。  
以上で、議案第19号、補足説明を終わりにさせていただきたいと思います。

○副議長（平野忠作） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、健康管理課長、登壇してください。

（健康管理課長 野口國男 登壇）

○健康管理課長（野口國男） 議案第16号、旭市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について補足説明を申し上げます。

初めに、本条例制定の趣旨についてご説明いたします。

歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりとかんで食べることやバランスのとれた食生活を可能にするとともに、生活習慣病である肥満や糖尿病の予防につながるなど、体全体の健康に直結する重要な役割を果たしております。このことから、幼児期に始まり、高齢期までの各ライフステージを通じて歯と口腔の健康づくりは継続的に取り組む必要がございます。本条例案は、歯科口腔保健の推進に関する法律及び千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例にのっとり、旭市民の歯と口腔の健康づくりの推進について定めるため、制定するものでございます。

それでは、各条文についてご説明申し上げます。

第1条は、本条例の内容を総括的に示すものでありまして、市民の歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、市及び歯科医師等の責務と教育関係者、保健医療福祉関係者及び市民の役割を明らかにするとともに、推進施策の基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進し、市民の健康増進に寄与することを目的と定めるものであります。

第2条は、基本理念に関する規定でありまして、市民自ら取り組みを促進すること、環境整備を推進すること、保健、医療、福祉、教育など関連分野の施策と緊密に連携し、推進していくことを柱として定めるものでございます。

第3条は、市の責務に関する規定でありまして、基本理念にのっとり、推進施策を策定し実施することを責務として定めるものであります。

第4条は、歯科医師等の責務に関する規定でありまして、市が実施する推進施策への協力を責務とすることを定めるものであります。

第5条は、保健医療福祉関係者及び教育関係者の役割に関する規定でありまして、関係者それぞれの歯と口腔の健康づくりに関する業務において、施策の推進に努め、推進に当たっては、相互に連携協力することを役割として定めるものであります。

第6条は、市民の役割に関する規定でありまして、市民自ら歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むことを市民の役割として定めるものであります。

第7条は、基本計画の策定に関する規定でありまして、基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定することを定めるものであります。

第8条は、基本的施策の推進に関する規定でありまして、環境整備の推進及び普及啓発、情報の収集及び提供並びに連携体制の構築、幼児期及び学齢期の虫歯予防対策の推進、各保健事業を通じた生涯にわたる施策、障害を有する者、介護を必要とする者への施策、災害発生時における施策等7項目を定めるものであります。

第9条は、委任に関する規定であります。

附則は、本条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上で、議案第16号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○副議長（平野忠作） 健康管理課長の補足説明は終わりました。

議案第17号、議案第36号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 高野晃雄 登壇）

○建設課長（高野晃雄） それでは、議案第17号、旭市放置自動車の処理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

市の管理する道路等に放置された自動車の処理については、所有者が判明しない場合や判明しても連絡がとれない場合等の撤去の通告方法、また自動車の使用が終了しているか否かの判断基準等が明確にされていないことから、対処に長期間を要しております。

本議案は、放置車両について円滑に対処できるように撤去の勧告、命令する規定、また自動車の使用の終了を判断する基準等を所要の基準を定め、地域の美観の保持、市民の快適な生活環境の維持を図るために制定するものであります。

それでは、内容を条文に沿って説明いたします。

まず、第1条は、条例の目的で、放置車両の処理により公共施設の機能回復、地域の美観保持、市民の快適な生活環境の維持を図るものです。

第2条は、用語の定義で、第1号で自動車とは、道路運送車両法で規定する自動車。第2号で放置とは、正当な権限のない場所に相当の期間置かれたこと。第3号で、放置自動車と

は、公共の用に供されている場所に正当な理由がなく放置された自動車。第4号で所有者等とは、所有権、占有権、使用权を有する者及び放置した者、させた者等、それぞれ定義しております。

第3条は、放置禁止の条文です。

第4条は、放置自動車の調査について、第1項で自動車のナンバーや外観の状況の調査。第2項で、1項の調査の目的である所有者等が分からなければ、ドアの施錠の解除やトランク等をあけるため自動車に最小限の損傷を加えることを定めております。

第5条は、撤去の警告に関する条文で、放置車両を速やかに移動するよう警告書により知らせるものです。

第6条は、撤去勧告等に関する条文で、第1項は、所有者等が判明した時には、速やかに撤去するよう勧告するものです。第2項は、所有者等が判明しない時は、警察署に情報提供するものです。

第7条は、撤去命令に関する条文で、第1項は、所有者等が勧告に従わない場合、撤去を命ずるものです。第2項は、所有者等が判明しない場合や判明したが行方不明の場合は、民法の規定に基づく公示の方法により、撤去命令をするものです。

第8条は、放置自動車の使用の終了に関する条文で、自動車が使用を終了しているとみなす判断をするためです。第1号では、市の撤去命令に正当な理由がなく、期限までに撤去しない時。第2号では、撤去の命令を公示の方法で行った時、到達日とみなす日から1か月以上経過しても撤去しない時。第3号では、外観等の調査により走行が不能な状況にあり、かつ調査をしても所有者等が判明しない時や所有者等の行方が分からない時と定めるものです。

第9条は、放置車両の移動に関する条文で、著しく通行の妨げになっている場合や、緊急の必要がある場合は、適切な場所に移動できると定めるものです。

第10条は、使用済自動車の再資源化等に関する法律との関係についての条文で、放置自動車を処理する時は、法律で定める引き取り業者に引き渡すことができると定めるものです。

第11条は、費用の徴収に関する条文で、放置自動車の措置に要した費用は、所有者等から徴収することを定めたものです。

附則といたしまして、この条例の施行日を平成26年4月1日とするものです。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第36号、市道路線の認定及び変更についての補足説明を申し上げます。

初めに、路線の認定について補足説明いたします。

認定する10路線のうち整理番号1番、2番、3番につきましては、道の駅整備に伴い、既存1路線の見直しを行い、3路線に認定し直すものです。整理番号4番、5番につきましては、都市計画道路旭駅前線の整備に伴い、駅前広場のロータリー部分の2路線を認定するものです。整理番号6番、7番につきましては、道路整備に伴い認定するものです。整理番号8番、9番、10番につきましては、飯岡中学校建設に伴い、建設予定地内を除いて再認定するものです。

次に、廃止する1路線について申し上げます。

廃止する1路線は、道の駅の整備に伴い、既存の1路線を3路線に認定し直すために廃止するものです。

次に、変更の路線について申し上げます。

変更路線の整理番号1番、2番、3番につきましては、飯岡中学校建設予定地内の3路線を部分的に廃止するものです。

以上で、議案第36号の補足説明を終わります。

○副議長（平野忠作） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第18号、議案第30号について、消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤清和 登壇）

○消防長（佐藤清和） 議案第18号、旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

平成25年6月14日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、平成26年4月1日付で消防組織法第15条が改正され、これまで政令で定められていた消防長及び消防署長の任命資格が市町村の条例で、政令で定める基準を参酌して定めることとなりました。これに先立ち、参酌基準となります市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令が平成25年9月6日に公布されましたが、国では、地域分権の観点から条例（例）を示さないとしているので、全国消防長会作成の条例（例）及び留意事項を参考として、旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例を制定するものであります。

続きまして、議案第30号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

消防法施行令第37条、検定対象機器・器具等の品名の見直しによりまして、消防法施行令第37条4号、5号、6号が削られ、次号の火災報知設備に関する7号、7号の2、7号の3を



それぞれ4号、5号、6号に改められます。これに伴い、旭市火災予防条例第29条の4、第4項中37条第7号から第7号の3までを37条第4号から6号までに改めるものです。

以上で、補足説明を終わります。

○副議長（平野忠作） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第20号、議案第21号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 佐藤一則 登壇）

○税務課長（佐藤一則） 議案第20号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

お配りしてあります新旧対照表のほうお願いいたします。

14ページをお開きください。

今回の改正につきましては、2点ございます。

1点目は、督促手数料の徴収を廃止するための改正でございます。

第21条、督促手数料については、督促手数料は地方税法により督促状を発した場合に、市町村の条例の定めるところにより手数料を徴収することができると規定されております。現在、旭市では、督促手数料1通につき50円を徴収しておりますが、平成26年4月1日以降に発する督促状からは手数料の徴収を廃止するものでございます。

廃止する主な理由でございますが、平成23年4月から納税環境の整備と納税者の利便の向上を図るためコンビニ収納を始めましたが、コンビニで納付する方からは、コンビニのシステム上督促手数料の取り扱いができないため徴収できず、金融機関で納めた方との取り扱いに相違が生じていることから、督促手数料を廃止するものでございます。

なお、他の自治体においてもコンビニ収納を始めた時に廃止しており、現在、県内で督促手数料を徴収しているのは37市中4市のみとなっております。

続きまして、2点目でございますが、第90条、身体障害者等に対する軽自動車税の減免につきましては、減免申請手続きに係る負担を軽減するための改正でございます。現在の身体障害者等の減免手続きは、毎年、納期限の7日前までに障害者手帳や運転免許証等を持参し、減免申請書を提出することとなっており、障害を持った方には大きな負担となっていることから、14ページの後段右側になりますが、第90条に第4号を追加し、2年目以降継続して減免の対象となる方につきましては、前回の申請内容に変更がない旨の確認ができれば、減免手続きがあったものとみなすものでございます。

なお、対象者には事前に簡単な現況報告書を提出していただき、確認を行うこととなりま

す。

なお、施行日は26年4月1日でございます。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第21号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険財政健全化計画において平成26年度以降財源が不足することから、国民健康保険税の税率及び課税限度額並びに軽減額について、改定するものでございます。

お配りしております新旧対照表16ページをお願いいたします。

第2条、課税額につきましては、第2項は医療分課税額の限度額を47万円から51万円に、第3項は後期高齢者支援金課税額の限度額を12万円から14万円に、第4項は介護納付金課税額の限度額を9万円から12万円にそれぞれ改めるものでございます。

17ページをお願いします。

第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割額につきましては、医療分の所得割額の率について100分の6.5を100分6.6に改めるものであります。

第4条、国民健康保険の被保険者に係る資産割額につきましては、医療分の資産割額の率について100分の30を100分の20に改めるものでございます。

第5条、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額につきましては、医療分の被保険者均等割額について1万2,000円を2万1,000円に改めるものであります。第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額につきましては、18ページになりますが、医療分の世帯別平等割額について、第1号で特定世帯以外の世帯の2万円を2万6,000円に、第2号で特定世帯の1万円を1万3,000円に、第3号で特定継続世帯の1万5,000円を1万9,500円にそれぞれ改めるものでございます。

第6条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額につきましては、100分の1.5を100分の2.3に改めるものであります。

第8条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額につきましては、100分の1.2を100の1.7に改めるものであります。

第9条、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額につきましては、1万2,000円を1万4,000円に改めるものであります。

続きまして、下のほうになりますが、第23条国民健康保険税の減額につきましては、所得

割により均等割額、平等割額の軽減措置がございます。

19ページをお願いいたします。

第1号は、減額する額を6割から7割に改めるもので、アは、均等割額について7,200円から1万4,700円に、イは、平等割額について①の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について1万2,000円から1万8,200円に、②の特定世帯については6,000円から9,100円に、③に特定継続世帯については9,000円から1万3,650円にそれぞれ減額する額を改めるものです。ウは、後期高齢者支援金等課税額の均等割額について7,200円から8,400円に、エは、介護納付金課税被保険者均等割額を7,200円から9,800円にそれぞれ減額する額を改めるものでございます。

下のほうになりますが、第2号は、減額する額を4割から5割に改めるものです。

20ページをお開きください。

アは、均等割額について4,800円から1万500円に、イは、平等割額について①の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については8,000円から1万3,000円に、②の特定世帯については4,000円から6,500円に、③の特定継続世帯については6,000円から9,750円にそれぞれ減額する額を改めるものでございます。ウは、後期高齢者支援金等課税額の均等割額について4,800円から6,000円に、エは、介護納付金課税被保険者均等割額を4,800円から7,000円にそれぞれ減額する額を改めるものであります。

一番下になりますが、第3号は、新たに2割減額の規定を設けるもので、アは、均等割額を4,200円、イは、平等割額について①の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について5,200円、②の特定世帯については2,600円、③の特定継続世帯については3,900円をそれぞれ減額するものでございます。ウは、後期高齢者支援金等課税額の均等割額について2,400円、エは、介護納付金課税被保険者均等割額について2,800円それぞれ減額するものでございます。

施行日につきましては、26年4月1日であります。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○副議長（平野忠作） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第22号、議案第23号、議案第28号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第22号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

改正に当たりましては、所管する課、これが多岐にわたりますので一括して財政課から補足説明をするということをご理解をいただきたいと思えます。

今回の改正は大きく分けて2点ございます。1点目は手数料に関する改正、もう1点は使用料に関する改正です。

初めに手数料に関する改正について説明させていただきます。

改正に至った経緯でございますが、全国的に統一して定めることが特に必要だということで、国のほうで地方公共団体の手数料の標準に関する政令というのがございます。この政令で定める手数料のうち、消防法関係の手数料の金額が今回の消費税の関係で改正されたことに伴いまして、条例を改正させていただくものでございます。

新旧対照表の22ページをお願いいたします。

手数料の改正でございますが、市の条例の別表第2のその2を改正するもので、改正する手数料の項目は現実には幾つもございます。ただ、本市において現在該当するものは、一番上の法第11条第1項前段の規定によります設置の許可のうち、製造所に係るもののみで、内容につきましては、危険物の製造所の設置許可に係る手数料、これは9万1,000円を9万2,000円に改正するものです。その他の改正は、施設の規模によって若干の引き上げがされるということでございます。

この手数料につきましては、新旧対照表の31ページまで記載のとおり改正するものでございます。今のところ、市の中ではその対象となる施設がございませんで、ということをお知らせしたいと思います。

続きまして、使用料に関する改正につきまして、説明させていただきます。

新旧対照表の32ページからになります。

初めに、使用料の改正の経緯につきまして申し上げます。使用料及び手数料につきましては、合併前にそれぞれの市、町で課していた金額をそのまま真摯に引き継いだものが多うございました。類似する施設でありながら、均一な使用料が課されていないということがございます。合併協議の中では、合併に当たって一市三町で差異のあるものにつきましては、住民負担に考慮しながら公平、負担の原則から適正な料金のあり方等について調整するとされておりましたところから、今回この7月で合併10年目を迎えるに当たりまして全面的な見直しを行い、改正させていただきたいということでございます。

まず、見直しに当たって基本的な事項について説明させていただきますと、1点目といたしまして、手数料については、先ほど申し上げました地方公共団体の手数料の標準に関する

政令により標準額が定められておりますので、今回、消防法関係の手数料改正を除きまして、見直しの対象から外したということがございます。

2点目として、使用料の算定に当たりましては、維持管理の原価、これを少なからず反映させていく必要があるだろうということがございます。

3点目として、類似する施設は可能な限り同じような料金体系でいくことが必要だと、このため維持管理原価を算定するに当たっては、類似施設の維持管理経費を合計したものを基礎額といたしまして、数字をはじいていくという作業を行いました。

4点目として、原価計算の方法として、貸切利用の場合なんですけれども、1平米、1時間当たりの単価に利用面積を乗じたものを原価というような形にしてあります。不特定多数の方が利用する施設につきましては、利用者1人当たりの管理運営経費を原価ということで考えさせていただきました。

5点目といたしましては、利用者の負担割合ということで、公共施設で当然ありますので、市が負担する部分は多くあって構わないという考えから、公共性の高いものについては利用者の負担率を下げる、50%程度に抑える、それ以下に場合によっては抑えると。低いものについては、要するに公共性の低いもの、民間が既にやっているもの、そういうものについては100%ある程度反映できるようにするという考え方も取り入れています。

さらに6点目として、料金の割増率の統一を図りました。市民以外の使用については、市民の使用料の1.5倍。入場料を徴収するような利用をする場合、それは2倍にさせていただきたいと、原則ですね。営利目的で貸してくださいということもあります。その場合には、基本10倍という設定をさせていただきました。1か月当たりの使用料は、1回当たりの10倍。高校生以下については半額という、そういう基本のまず線を持って、これらを踏まえまして、算定した料金に現行の料金がありますので、その差、それからほかの近隣の団体との比較、それを考慮して当然できる限り抑制をした形で、今回使用料の改定をさせていただいたものでございます。

それでは新旧対照表でご説明申し上げます。

32ページになりますけれども、今回の使用料改正に当たりましては、全面的な見直しのため表の中の使用料の順番も変えていく、それもその作業も行いましたので改正案と新旧対照表で順番が若干違っているものがありますので、改正の議案の表と必ずしもこれが一致しませんので、新旧対照表のほうをご覧くださいながらご説明ということで、ご理解いただきたいと思います。それと多岐にわたっていますので何点かに絞りましてご説明させていただきます。

ます。

まず初めに、一番上の飯岡福祉センターですが、表の中の金額ですが、一般、一か月当たりということで、先ほど申し上げましたが10倍ということで、月決めの会員については2,000円でどうかと。次にその下の海上健康増進センターです。今までトレーニングルームと温水プール併せた施設利用で400円という形で、この1本しかありませんでした。これを利用する方の希望がありましたので、それぞれ分けて200円とする。さらに両方利用した場合では300円とした形で、今までの形より100円値下げをした形で利用しやすくしていくということを考えました。

次に、33ページになります。

旭市のコミュニティ施設です。このうち農村環境改善センターにつきましては、休止しておりますので削除いたしました。そのほかの3施設につきましては、今まで同じ施設を運営していたため、一つまとめて使用料を表示していたという経緯がございましたけれども、今回それぞれの施設ごとに分けまして、しかも使用料の単位が一人当たりであったものを1時間当たり、要するに一人幾らという形ではなくて1時間使用したら、ということでそういう他の施設と統一を図ったところでございます。この中で、ふれあいセンターのみそ製造と餅製造、次のページの農産物処理加工センターのみそ製造、餅製造、製粉につきましては、市外使用料1.5倍の原則の例外として2倍としております。というのは、従来2倍課していたものを減額する必要性がここの部分については薄いということがございまして、市外の方に対しての料金ということを考慮し、現行どおりとさせていただきます。

同じく34ページ、中ほどになります。海上ふれあい館という施設がございまして、この施設につきましては展示施設でございまして、他の展示施設につきましては、使用料を課していません。ということから、無料として条例から削除することといたしました。

35ページの公園関係は、備考欄の整理を行ったものでございます。

36ページをお願いいたします。

旭のパークゴルフ場でございます。ここにつきましては、新たに65歳以上の料金設定をいたしました。65歳以上につきましては、健康増進という面もございまして、ということで、1回当たり350円、現行から比べると150円安くなります。1日当たりにつきましては700円ということで300円安くなります。ただ、1か月当たり10倍の原則から、その料金は1,000円値上げとなっています。ただ、現行では1か月会員では土曜日のプレーを認めていませんでした。その土曜日をプレーできるという形で、インセンティブを図るということで現行料金と

の均衡を図ったものでございます。

なお、65歳未満につきましては、1か月当たりの利用のみが、実は2,500円の値上げとなっています。

次に、その下です。市民会館、次のページへと続きますが、時間による料金設定を行ってまいりました。今回の改正に当たり、時間帯に係らない料金設定といたしました。実は、時間帯によりまして電気器具の点灯など電気代を考慮して、例えば夜間の利用とか料金が違っていたのですけれども、日中でも電気を点灯しなければならない会議等は多数あります。ということで、市民に分かりやすく利用しやすいように統一料金とさせていただきました。これは、これ以降の他の施設も同様としています。使用料については、ほとんど変更はございません。37ページになります。

第2市民会館は、旧働く婦人の家です。今回新たに使用料を設定するものです。その下の青年の家については、ほとんどの料金が値下げとなっている状況でございます。

39ページをお願いいたします。

総合体育館、専用使用のメイン・サブアリーナですが、基本的に使用料は変わらないのですが、1か月当たりと高校生の使用料が若干の値上げとなっております。会議室等については、全て値下げとなっております。

次に、野球場です。39ページ一番下、スポーツの森公園野球場、次のページ、40ページ下のほう、海上コミュニティ公園野球場につきましては、設備、使いやすさ、管理等、同じレベルであると考え、同一料金1,000円を設定いたしました。

次に、41ページの飯岡野球場と干潟のさくら台野球場につきましても同じレベルということで500円の同一料金と考えました。

40ページに戻っていただきまして、下のほうの海上野球場については、老朽化も見られ、地元の方々が一部管理をしているということもございまして、300円という料金設定を考えております。

42ページをお願いいたします。

一番上、海上公民館でございます。陶芸窯を除く全てにおいて値下げとなりました。

なお、陶芸窯につきましては、素焼きが終わった後、本焼きとなるのですけれども、素焼きを500円増、本焼きを500円減とし、合計では変わらない料金となっています。

42ページです。

干潟公民館につきましては、一番上、大会議室、第1会議室については、値上げとなりま

したが、それ以外については同じか値下げとなっております。その下、ユートピアセンターにつきましては、1時間当たりの使用料の設定といたしましたので、一概には言えないのですが、旧料金の一番上、例えば午前9時から午後0時まで1万500円、1時間当たり3,500円、新料金が3,700円で200円の値上げとなっております。午後6時から9時については4,900円が3,700円ですので、1,200円の値下げとなっております。その他、設備全てにおいて値下げとなったような形でございます。

45ページです。

大原幽学記念館につきましては、高校生が値下げとなっております、みたま苑旭につきましては、変更ございません。

最後の46ページです。

共通事項として、備考に、1項で時間単位の使用で1時間に満たない場合は1時間、2項で市民以外の利用は市民の使用料の1.5倍、3項として入場料を徴収する場合2倍、4項として営利目的は10倍といたしました。5項として、端数計算を盛り込んでおります。

次に、附則になります。

条例のほうに戻っていただきたいのですが、議案のほうです、議案の条例の附則の議案の9ページになります。

9ページのところで、附則ということがあります。条例です。その中で、第1項で施行の期日を定めております。別表、第2、その2の手数料につきましては4月1日から、別表第1、その1の使用料につきましては周知期間が十分にとれない、十分に周知する必要があるということから、10月1日から施行することとここで規定させていただきました。

第2項は、旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正で、これは文言の整理になります。

第3項は、いいおかユートピアセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正で、その附属する器具類、そういったものも使用料で別に定めていたのですが、これらについては使用料を徴収しないことと定めたため、条文を削除いたします。

第4項は、海上ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部改正で、ふれあい館の使用は無料としたため、条文中使用料部分の削除を行っております。

以上で、議案第22号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を終わります。

次に、23号でございます。



旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例について、ということでこの補足説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、分担金、使用料、加入金、手数料等の諸収入金の督促手数料について、市条例に合わせて今回廃止をしたいという内容でございます。これは、新旧対照表の50ページでございます。そこで督促手数料を廃止するため、条例名から「督促手数料及び」というところを削除して、第1条は文言の整理であります。

第2条は、督促手数料の条文でこれを削りまして、以下1条ずつ繰り上げるという形になります。

次に、附則の第3項につきましては、延滞金の納付が第3条から第2条に繰り上がったため引用する条を改めると。

さらに附則です。附則の第1項は施行の期日、第2項は条例の施行前の督促状については、この条例施行後も督促手数料を徴収すると。第3項は、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例が、本条例の条文を引用していますので本条例の条例名を改正するということになっております。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第28号になります。

旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明になります。

本議案は、引用条例に関する文言の整理がまずありまして、そのほかでございますが、現在建設中の災害公営住宅が平成26年3月末に完成する予定でございます。この名称及び所在地並びに戸数につきまして市営住宅に追加する、そのための条例の改正になります。

なお、名称につきましては記載のとおり萩園住宅、所在地につきましては飯岡地区萩園1810番地2、戸数につきましては33戸でございます。

以上で、議案第28号の補足説明を終了いたします。

○副議長（平野忠作） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時30分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第24号、第25号、第26号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 山口訓子 登壇）

○子育て支援課長（山口訓子） 議案第24号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

飯岡地域の飯岡中央保育所及び三川保育所については、建物の老朽化等により入所児童の安心・安全を図るため、統合保育所の建設を進めているところです。これに伴いまして、飯岡中央保育所と三川保育所は本年度末をもって廃止し、統合保育所は平成26年4月から名称を旭市立いいおか保育所として設置をするものです。

続きまして、議案第25号をお願いいたします。

旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

旭市ニの2072番地に設置されている太田宿児童遊園は、近接する場所に文化の杜公園が整備されたことにより地元区長からこの児童遊園の廃止届が提出されたことにより、本年度末をもって廃止するものでございます。

続きまして、議案第26号をお願いいたします。

旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に基づき、この法律の題名改正が行われたことにより条文の整備を行うものであります。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第27号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 新行内 弘 登壇）

○環境課長（新行内 弘） 議案第27号、旭市土砂等埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正をする条例の制定について、補足説明申し上げます。

本案は、旭市暴力団排除条例の趣旨を受け、土壌等の搬入による埋立て事業においても暴力団排除を推進するため改正するものでございます。また、埋立て事業の一層の適正化を図

るため新たな規定を加え、所要の改正を行うものであります。

それでは、お配りしてあります新旧対照表の56ページをお願いいたします。

第5条の2の改正は、新たに小規模埋立て等に係る土地所有者等の同意の規定を加えるものであります。埋立て事業の申請に当たって、申請者は小規模埋立て等区域内の土地所有者に事業計画を説明し、同意を得なければならないものとします。また、施行の妨げとなる権利を有する者についても同意を得なければならないものとするものでございます。

第6条の改正は、第5条の2で、小規模埋立て等に係る土地所有者等の同意を得ることとしたことにより、申請書の添付書類に土地所有者等の同意を得たことを証する書面を加えるものでございます。

57ページをお開きください。

第6条の2の改正は、新たに申請の制限の規定を加えるものであります。埋立て事業の期間を1年を越えて申請できないこと及び措置命令を受けたものが必要な措置を完了しない時は、申請ができないこととするものでございます。

第7条の改正は、許可の基準について定めておりますが、新たに欠格要件の規定を加えるものでございます。措置命令に従わないもの、取り消し処分を受けてから3年を経過しないもの、停止命令の期間が終了していないもの、不正・不誠実な行為をするおそれがあるもの及び暴力団員等の欠格者には許可をしてはならないこととするものでございます。

それでは、59ページをお開きください。

第9条の2の改正は、新たに500平方メートル未満の一時たい積の届け出の規定を加えるものであります。許可のいない500平方メートル未満の一時たい積について、届け出が必要とするものです。また、例外規定として土砂等の採取場から採取された土砂等で、一時たい積を行う場合及び建設業法の建設業の許可を受けた者が一時たい積を行う場合は、届け出を省略できるものでございます。

続きまして、60ページをお開きください。

第18条の2の改正は、新たに小規模埋立て等に係る土地所有者の義務の規定を加えるものであります。土地所有者に対して、土地の利用計画を踏まえて事業計画を十分確認した上での同意義務、施行の状況を把握し、災害発生時の原状回復措置及び関係機関への通報義務を新たに課すこととするものでございます。

第18条の3の改正は、新たに小規模埋立て等に係る土地所有者に対する措置命令の規定を加えるものであります。汚染された土壌等が使用された場合及び崩落、飛散、流出等の災害

の発生を防止するため、土地所有者に対しても措置命令を行うことができるものとするものでございます。

61ページをお開きください。

第19条の改正は、許可の取り消し等を規定しておりますが、第7条、許可の基準の改正で暴力団員等の欠格要件を加えたことにより、取り消し等の事由も追加するものでございます。

62ページをお開きください。

第23条の2は、新たに許可等に関する意見聴取の規定を加えるものであります。

第7条の改正で、申請者の欠格要件に暴力団員等を加えたことにより許可または取り消し等に際し、千葉県警察本部長の意見を聞くこととするものでございます。

第23条の3は、新たに市長への意見の規定を加えるものであります。

千葉県警察本部長は、小規模埋立て等を行う者について、暴力団員等に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、市長が適切な措置をとることが必要であると認める場合、市長に対してその旨の意見を述べるができることとするものでございます。

63ページをお開きください。

第27条の改正は、第18条の3の改正により土地所有者に対して措置命令を行うことができることを加えたことにより、措置命令に従わない場合について罰則規定に追加することとするものでございます。

第29条の改正は、第9条の2の改正により500平方メートル未満の一時たい積の届けが必要になり、届け出の規定に違反した者について罰則規定に追加するものでございます。

なお、施行日は周知期間を置き、平成26年7月1日からといたします。

以上、議案第27号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第29号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 石毛 隆 登壇）

○下水道課長（石毛 隆） 議案第29号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、消費税法及び地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることから、下水道使用料についても消費税等を適切に転嫁するため改正するものでございます。

新旧対照表は、65ページ、66ページとなります。

現行は、内税表示となっております。改正案につきましては、今後の消費税法改正等を踏まえまして、下水道使用料に係る消費税を外税表示とするものであり、備考欄第2項で消費税法に定める消費税の税率を乗じて算出した額の合計額とする旨の文言を加えるものでございます。

議案の2ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日は平成26年4月1日とするものでございます。経過措置であります。施行日前から継続して使用されている方につきましては、施行日以後、最初の算定となる排除汚水量に係る下水道使用料については、旧税率を適用するものでございます。従いまして、施行日以後、新たに下水道を使用する方につきましては、新税率が適用されることとなります。

以上で、議案第29号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第31号、議案第35号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 佐久間 隆 登壇）

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは、議案第31号、旭市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

本議案は、第183回の国会におきまして地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次一括法が成立したことにより社会教育委員の委嘱基準を条例で明文化することになったことから、所要の改正を行うものでございます。

お手数ですが、新旧対照表の68ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容についてですが、これまで社会教育委員を委嘱する際には、社会教育法第15条の規定を根拠に選出してまいりましたが、今回の改正により市町村の条例で定めることとされたことから、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のある者の中から、という条文を本条例第3条中に挿入するものであります。

なお、施行期日は、本年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第31号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第35号、指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

旭市海上キャンプ場の指定管理者の指定につきましては、旭市公の施設に係る指定管理者の手續に関する条例第2条の規定によりまして、指定管理者の公募を行い、市民の代表及び

学識経験者等を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、管理運営業務に適切な候補者として選定されたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設の名称は、旭市海上キャンプ場でございます。指定管理者となる団体は、千葉市美浜区真砂三丁目3番7号に住所を有する株式会社塚原緑地研究所、代表取締役塚原道夫でございます。指定の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上で、議案第35号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第32号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 鈴木邦博 登壇）

○水道課長（鈴木邦博） 議案第32号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、消費税率の引き上げに伴い、旭市水道事業給水条例の一部を改正するものであります。改正内容につきましては、新旧対照表の69ページをご覧いただきたいと思っております。69ページです。

左側は現行で、右側は改正案となっております。どちらも別表第1は、水道料金で、別表第3は給水申込納付金でございます。現行は水道料金、給水申込納付金それぞれ消費税を含んだ総額表示となっておりますが、改正案では、今後の消費税法の改正等を踏まえまして、水道料金、給水申込納付金ともに外税表示とするものであり、備考欄に消費税法に定める消費税の税率を乗じて算出した額の合計額とする旨の文言を加えるものであります。

施行日は平成26年4月1日とし、施行日以後新たに水道加入申し込みをされる方及び水道水を使用されるお客様が新税率の適用となります。

なお、施行日前から継続して水道水を使用されているお客様の水道料金につきましては、消費税法の経過措置として施行日以後、最初の検針日までの水道料金は旧税率を適用いたします。

以上で、議案第32号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第33号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 土師 学 登壇）

○病院経理課長（土師 学） 議案第33号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

来年度、消費税率改正に伴い、条文の整理を行うとともに合わせて所要の改正を行うものです。主な改正点についてご説明いたします。

1つ目は、消費税率の改定に伴い、税込み表示から税抜き表示に条文の整理などを行うものです。

2つ目は、現在、初診時と再診時に選定療養費をご負担いただいておりますが、国の政策に沿ってさらに病院の機能分化を推進するため、金額を改めるものです。

初診時に紹介状を持っていない場合に、初診時選定療養費としてご負担いただく額を現在の2,100円から税抜き2,700円に改めるとともに、症状が安定して他の医療機関を紹介したにもかかわらず当院を希望して再受診した場合に、再診時選定療養費としてご負担いただく額を現在の530円から税抜き1,000円に改めるものです。

3つ目は、分娩料の加算要件を改めるものです。出産時のリスクを抱える高齢初産、合併症などを持つ患者様が増加していることから、特別のリスク管理を行った場合に3万円を加算し、また新生児に対して新生児科の医師が立ち会い特別な措置を行った場合に1万円を加算するものです。また、4か月以上の人工妊娠中絶については、出産育児金の支給もあることから通常の分娩として取り扱うこととするものです。

以上が、主な改正内容になります。

議案第33号についての補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第34号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 加瀬恭史 登壇）

○社会福祉課長（加瀬恭史） 議案第34号、訴えの提起について、補足説明を申し上げます。

本案は、平成22年7月から平成24年7月までの25か月間に、特定非営利活動法人旭市手をつなぐ育成会の当時の会長が、障害福祉サービス事業所として県から認可を受けて始めた指定就労継続支援B型事業所あじさい工房の運営において、利用者の架空請求及び作業日数の水増し請求により自立支援給付費訓練等給付費を不正に受給したにもかかわらず、いまだに全額返還に応じないため、民事訴訟の損害賠償請求を行うべく提案するものであります。

これまでの経緯を簡単に申し上げますと、この件が発覚した発端は平成24年7月になります。旭市手をつなぐ育成会の役員から内部告発により、県があじさい工房へ立ち入り調査を

実施したことによります。その後、利用者の保護者全員に対しまして利用状況の確認が行われ、その結果として延べ2,607日分に及ぶ訓練等給付費1,939万9,130円が不正に受給されていたことが判明いたしました。

このことについては、旭市手をつなぐ育成会の当時の会長本人も非を認め、旭市に対して不正請求額分を返還する旨の誓約書を提出しているところです。

しかし、その後は過去において督促状1回、催告書を3回送付しましたが、内入れがあったのは、特定非営利活動法人旭市手をつなぐ育成会からの19万9,967円のみでありました。残金の1,919万9,163円は未納のままとなっております。

そこで損害賠償請求について訴えを起すものであります。

以上で、議案第34号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第37号、議案第38号、議案第39号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 馬淵一弘 登壇）

○市民生活課長（馬淵一弘） 議案第37号から第39号までについて、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市の人権擁護委員定数は10名であります。このうち1名が平成26年6月30日に任期満了となり、2名が欠員となっておりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

37号で推薦したい方は、旭市蛇園3604番地にお住まいの齋木龍恵氏、昭和29年1月21日生まれの方であります。

齋木龍恵氏は、平成17年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で地域における信望も大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続き推薦をするものであります。

次に、議案第38号で推薦したい方は、旭市鎗木2817番地にお住まいの鎗木俊一氏、昭和28年1月2日生まれの方であります。

鎗木俊一氏は、長年にわたり小中学校の教員として子どもたちの教育に当たられてきました。また、いじめ問題など人権問題について豊富な知識と経験をお持ちで、委員として適任の方ですので、新たに推薦をするものです。

次に、議案第39号で推薦したい方は、旭市見広741番地にお住まいの嶋田春子氏、昭和26



年2月12日生まれの方であります。

嶋田春子氏は、清廉潔白な人柄で責任感が大変強く、委員として適任の方ですので、新たに推薦をするものであります。

なお、三人とも人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

以上で、議案第37号から第39号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

---

○議長（高橋利彦） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3月4日定刻より開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時58分